

各ワーキング・グループで更に精査・検討を要する提案事項

1. 平成 26 年 9 月 1 日から 12 月 31 日までに所管省庁から回答を得た提案事項、151 件について、規制改革会議ホットライン対策チームにおいて内容審査を行ったところ、各ワーキング・グループで更に精査・検討を要すると認めたものは次のとおり。

健康・医療ワーキング・グループ関係

	チーム (案)	該当 ページ
① 医薬部外品（ビタミン含有保健剤）の役割・範囲・機能拡大について	○	4
② ヒト幹細胞を用いる臨床研究及び遺伝子治療臨床研究に係る指針及び当局審査等の共通事項の一本化について	○	5
③ C-PAP（在宅持続陽圧呼吸器）使用の規制緩和	○	6
④ 電子レセプトのバージョンアップ（「紙レセプト型」を「データ処理指向型」に）	○	7

雇用ワーキング・グループ関係

	チーム (案)	該当 ページ
① 国外にわたる職業紹介の許可基準の緩和	◎	8

農業ワーキング・グループ関係

	チーム (案)	該当 ページ
① 畜産・酪農事業への株式会社の参入促進のため、中小企業に対する農協などとのイコールフットィングを確保すること	◎	8
② 中小企業信用保険制度の農業への適用	○	9
③ 中小企業信用保険制度の対象業種の拡大（中小企業が農業に進出する場合の農業等関連資金の融資を追加）	○	10

投資促進等ワーキング・グループ関係

	チーム (案)	該当 ページ
① 土壌汚染対策法に係る自然的原因による汚染土壌の取扱いの見直し	◎	11
② 理容所及び美容所に関する運用改善について（理容師及び美容師の運用改善について）	◎	12
③ 消防法危険物における「ISO タンクコンテナ」に係る制度の独立について	○	13
④ 消防法危険物における「海上コンテナ仮貯蔵所（包括承認）制度」の新設について	○	14
⑤ 教育環境の IT 化を阻む著作権規定の見直し	○	15
⑥ 私的録音録画補償金制度の廃止	○	16
⑦ デジタル教科書の解禁	○	17

地域活性化ワーキング・グループ関係

	チーム (案)	該当 ページ
① 建設業役員の経験年数の緩和	◎	18
② 木造廃校利用の際の用途変更に係る規制の見直し	◎	19
③ 都市再開発法区域要件の見直し	◎	20
④ 市街地再開発組合の設立要件の見直し	◎	21
⑤ 都市再開発法における都市計画事業認可手続と市街地再開発組合設立認可手続の簡素化	◎	22
⑥ 通訳案内士試験の改善	○	23
⑦ 地方都市の公園活用による、地域活性化	◎	23
⑧ 生産量の少ない中小・小規模事業者が農林水産加工品を製造する際の食品衛生法の施設基準を緩和すること	◎	24
⑨ 地域活性化のための広域連携事業として飲食物の提供を伴う屋外イベントを円滑に実施するため、国が食品営業許可基準の統一的なガイドラインを作成すること	◎	25
⑩ 住居専用地域における用途規制緩和	◎	26
⑪ 建築物の用途変更を行う場合の既存不適格遡及適用対象範囲の見直し	◎	27
⑫ 既存不適格建築物の構造上一体増築の安全性確認基準の見直し	◎	28
⑬ 商業地域、近隣商業地域、準住居地域における倉庫業倉庫の用途制限の見直し	○	29
⑭ 建設業法に基づく技術者設置要件の緩和	◎	30
⑮ 建設業法上の法人の「役員」要件の見直し	◎	31
⑯ 建設業法上の工事請負契約に関する契約の簡素化	○	32
⑰ 旅行業法の規制緩和について	◎	33

	チーム (案)	該当 ページ
⑱ 通訳案内士法の緩和	○	34
⑲ 都市再生特別地区における容積配分の自由度の向上	○	34
⑳ 建設業許可基準の緩和	◎	35

※「◎」: 各ワーキング・グループで検討している事項及び検討を予定している事項

「○」: 当面、各ワーキング・グループで取り上げるか否か、明らかでないため、事務局が
内容精査を進める事項

2 上記以外の提案事項について

上記以外の提案事項については、引き続き、ホットライン対策チームの精査・検討対象とし、
必要に応じ各ワーキング・グループにおいて対応する。

提案事項に対する所管省庁の回答

健康・医療ワーキング・グループ	No. 1
受付日：平成26年5月16日	所管省庁への検討要請日：平成26年8月18日
	回答取りまとめ日：平成26年11月21日

提案事項	医薬部外品（ビタミン含有保健剤）の役割・範囲・機能拡大について
具体的内容	<p>①医薬部外品（ビタミン含有保健剤）について、配合している各有効成分の「機能表現」を可能としていただきたい。医薬部外品（ビタミン含有保健剤）は、製品の品質規格・製造管理（GMP）、健康被害への対応体制（GVP）が法整備されており、生活者は「品質」・「安全性」の面で安心して使用できる。下述（解決策）のとおり、医薬部外品（ビタミン含有保健剤）に配合している有効成分の「機能表現」を可能とすることで、生活者はその製品を有用に活用することができ、自ら健康管理を進める「セルフメディケーション」の一端を担うことが可能となる。</p> <p>②上記が困難な場合は、ビタミン含有保健剤における有効成分の組み合わせ・配合ルールを整理した上で、その組み合わせに応じ「ビタミン含有保健剤製造販売承認基準」の「効能又は効果」の見直しや追加効果を行っていただきたい。あわせて「効能又は効果」の表現について、購入者が理解しやすい表現に変更することもご検討いただきたい。</p> <p><現況・問題点> 現在、急速な高齢化等により医療財政への影響が懸念されており、日本再興戦略には「日常の疾病予防や健康維持・増進は自助努力で行うべく、自己健康管理を進める。」旨が唱えられている。現在、一般用医薬品や医薬部外品は、生活者の日々の健康管理やその動機付け、悩み解消のために使用されているが、代表例として、最も汎用されている「ビタミン含有保健剤（いわゆる滋養強壮薬）」は、それぞれ配合目的を有する複数の有効成分が含有されているにも係らず、その効能・効果は「滋養強壮・虚弱体質・肉体疲労等の場合の栄養補給」と画一的である。さらに、配合している有効成分の特徴や機能は、様々な規制のため本来の配合目的を表現・表示・プロモーションできないため、それぞれの製品が有する使用目的・意図・特徴等が伝えきれず、適切に情報提供できていない状況にある。このため、生活者の健康維持・増進の一端を担うことができるこれらの製品を自己健康管理等のために有用に利用できているとは言い難く、生活者の不利益に繋がっている。</p> <p><解決策>医薬部外品（ビタミン含有保健剤）について、「ビタミン含有保健剤製造販売承認基準」で規定された「効能・効果」を見直すとともに、配合している各々の成分の特徴として、同基準で規定される「効能・効果」とは直接関連しない作用についても医学・薬学上認められている範囲で表現・表示できるようにする。各有効成分の機能表現が認められれば、生活者は製品を使用する目的やその特徴等がわかりやすくなり、自ら適切な製品を選択・使用することが可能となる。</p>
提案主体	日本OTC医薬品協会

	所管省庁：厚生労働省
制度の現状	数種の成分からなる医薬品等について、その個々の成分についての効能効果等の説明を行う場合及び医薬品等の作用機序を説明する場合には、医学薬学上認められており、かつ、その医薬品等の承認されている効能効果等の範囲をこえない場合に限り差し支えありません。ただし、漢方薬又は漢方製剤の効果は、配合された生薬の薬効とは直接関係がないので、個々の成分の薬理作用を説明することは不適當です。
該当法令等	「新指定医薬部外品の製造（輸入）承認基準等について（平成11年3月12日付医薬発第283号）」
措置の分類	検討に着手
措置の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・「ビタミン含有保健剤製造販売承認基準」で規定される「効能・効果」について、製品を使用する目的やその特徴等がわかりやすい表現・表示となるよう「ビタミン含有保健剤製造販売承認基準」の見直しについて、今年度より業界とともに検討作業を開始する予定です。 ・「ビタミン含有保健剤製造販売承認基準」で規定される「効能・効果」とは直接関連しない作用について広告上で表現することは、医学・薬学上認められている範囲であっても、承認を受けた効能効果等の範囲を逸脱することになるので困難です。

提案事項に対する所管省庁の回答

健康・医療ワーキング・グループ	No. 2
受付日：平成26年6月13日	所管省庁への検討要請日：平成26年7月16日
	回答取りまとめ日：平成26年11月21日

提案事項 具体的内容	<p>ヒト幹細胞を用いる臨床研究及び遺伝子治療臨床研究に係る指針及び当局審査等の共通事項の一本化について</p> <p>今般の薬事法一部改正における「再生医療等製品」では、細胞治療、再生医療及び遺伝子治療に係る製品が定義され、条件及び期限付承認制度が適用されることになりました。</p> <p>当該先端医療技術開発については、医療機関での臨床研究が先行するケースが多く、中には先進医療の枠組みを活用した開発促進を図っているものも散見されています。</p> <p>このような環境の中、当該臨床研究については、「ヒト幹細胞を用いる臨床研究に関する指針（以下、ヒト幹細胞指針）」、「遺伝子治療臨床研究に関する指針（以下、遺伝子治療指針）」又は「先進医療通知」等の制度に従って進められています。いずれも厚生労働大臣の意見や認定が必要とされています。</p> <p>ヒト幹細胞指針の適用を受ける細胞・再生医療は、厚生労働省医政局研究開発振興課が当局側の事務局となり、外部有識者による評価会議での意見を聞き、厚生科学審議会科学技術部会での了承を得ており、一方、遺伝子治療指針の適用を受ける遺伝子治療は、厚生労働省大臣官房厚生科学課を事務局として、ヒト幹細胞指針と同様の流れで、科学技術部会での了承を得ています。</p> <p>遺伝子治療指針については、過去からの流れで、文部科学省もその指針の制定者になっていますが、国内で遺伝子治療が開始されてから20年余りが経過し、その実施環境にも変化がみられ（治験と臨床研究の取扱いの違い等）、当該先端医療全般を考慮した制度設計が必要と思われます。双方の臨床研究を実施する医療機関における取り扱いも煩雑化されてしまっています。</p> <p>つきましては、ヒト幹細胞指針と遺伝子治療指針の共通項を一本化し、当局事務局も一本化し、更に外部有識者による評価会議も一本化することにより、特に国内に権利を有する当該先端医療技術の大学等での開発導入をよりスムーズに行い、早期国内開発に貢献するような制度設計ができれば理想的と考えています。</p>
提案主体	民間企業

	所管省庁：文部科学省、厚生労働省
制度の現状	<p>ヒト幹細胞を用いる臨床研究は、社会の理解を得て適正に実施及び推進されるよう、平成18年7月に「ヒト幹細胞を用いる臨床研究に関する指針」が策定され、現在までに2回見直しを行っています。ヒト幹細胞を用いる臨床研究を行う際には、自施設の倫理審査委員会の審査を経て、国の科学技術部会ヒト幹細胞臨床研究に関する専門委員会において倫理的・科学的妥当性について審査が行われます。当該委員会で実施の可否が判断されたうえで、厚生科学審議会科学技術部会に報告を行い、了承されれば臨床研究を実施する事が可能となります。</p> <p>遺伝子治療臨床研究は、遺伝子治療臨床研究の医療上の有用性及び倫理性を確保し、社会に開かれた形での適正な実施を図ることを目的に、平成14年3月に「遺伝子治療臨床研究に関する指針」が策定され、現在までに2回見直しを行っています。遺伝子治療臨床研究を行う際には、自施設の審査委員会の審査を経て、国の科学技術部会遺伝子治療臨床研究に関する審査委員会において主として科学的観点から審査が行われたうえで、厚生科学審議会科学技術部会に報告を行い、了承されれば臨床研究を実施する事が可能となります。</p>
該当法令等	ヒト幹細胞を用いる臨床研究に関する指針（平成25年厚生労働省告示第317号） 遺伝子治療臨床研究に関する指針（平成16年文部科学省・厚生労働省告示第2号）
措置の分類	対応不可
措置の概要	<p>平成25年11月に、再生医療の迅速かつ安全な実用化に向け、再生医療のリスクに応じて適切に安全性を確保するための「再生医療等の安全性の確保等に関する法律」が成立しました。この法律では、再生医療等について、人の生命及び健康に与える影響の程度に応じ、第1種再生医療等から第3種再生医療等に分類してそれぞれ必要な手続き等を定めています。最もリスクの高い第1種再生医療等以外については、厚生労働大臣の審査を不要とし、厚生労働大臣の認定を受けた認定再生医療等委員会の審査のみで再生医療の提供が可能となり、従来に比べ再生医療等の提供の迅速化が図られるものと考えます。</p> <p>この法律は平成26年11月より施行され、それに伴って従来のヒト幹細胞指針の対象となっていた臨床研究は同法律の適用となり、同指針は廃止される予定です。このため、ご提案のあったヒト幹細胞指針と遺伝子治療指針の一本化や、事務局及び外部有識者による評価会議の一本化をすることはできませんが、従来よりも迅速に再生医療等の提供が図られるよう、法律の施行に向けた準備を進めているところです。</p>

提案事項に対する所管省庁の回答

健康・医療ワーキング・グループ		No. 3
受付日：平成26年7月1日	所管省庁への検討要請日：平成26年8月13日	回答取りまとめ日：平成26年11月21日

提案事項	C-PAP（在宅持続陽圧呼吸器）使用の規制緩和
具体的内容	<p>現在、睡眠時無呼吸症候群の判定および使用には、①1 晩在宅簡易検査のうち重度であれば、1 晩入院しての睡眠ポリグラフ（PSG）検査を強いられる。②1 の検査により、医師がC-PAPによる対症療法が最良最善であると判断した場合、C-PAP 機器のリースを受け、月1回のデータ提出および診察を強いられる。③現在、健康保険制度適用によるC-PAP装置の使用は、上記1、2が絶対条件であり、私の知る限り国内取扱業者による販売は行われておらず、個人輸入は薬監対象であることから、結果的に上記1の実施と医師による処方絶対条件となっている。</p> <p>この3点について、以下のような規制緩和を提案する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 晩在宅簡易検査により重度と判定された場合は、1 晩入院しての睡眠ポリグラフ（PSG）検査を省略し、C-PAP 機器の処方ができるように指導するべきである。根拠は、C-PAP 機器からのデータ取得により、使用開始後に機器の再調整を行い設定の最適化を行うことが可能であることである。 2. C-PAP 機器のリースにあつては、使用開始後、症状改善効果が安定化した後は、医師の判断により、最低受診間隔を3ヶ月まで延長できるようにすること。毎月受診しているが、医師は経過観察するのみで新たな提案も何もなく、費用（個人負担及び健康保険）と受診に要する時間が無駄である。 3. C-PAP 機器は、全て西欧諸国で作られ輸入されており、西欧諸国での販売価格は付属品を含め日本円換算で5-12万円程度である。しかし、個人及び健康保険から業者に支払われるリース代は月々約1万5千円であり、業者の利益、メンテナンス費用など考え合わせても、保険点数はあまりに高額であるので、適正な保険点数に見直すこと。
提案主体	個人

	所管省庁：厚生労働省
制度の現状	<p>睡眠時無呼吸症候群である患者について、在宅において実施する呼吸療法（在宅持続陽圧呼吸療法）を行った場合、算定の基準（※）に合致すれば、C107-2 在宅持続陽圧呼吸療法指導管理料及び在宅療養指導管理材料加算のうち該当する加算があわせて算定できます。</p> <p>（※）対象となる患者は、以下の全ての基準に該当する患者としております。ただし、無呼吸低呼吸指数が40以上である患者については、イの要件を満たせば対象患者となります。</p> <p>ア 無呼吸低呼吸指数（1時間当たりの無呼吸数及び低呼吸数をいう）が20以上</p> <p>イ 日中の傾眠、起床時の頭痛などの自覚症状が強く、日常生活に支障を来している症例</p> <p>ウ 睡眠ポリグラフ上、頻回の睡眠時無呼吸が原因で、睡眠の分断化、深睡眠が著しく減少又は欠如し、持続陽圧呼吸療法により睡眠ポリグラフ上、睡眠の分断が消失、深睡眠が出現し、睡眠段階が正常化する症例</p>
該当法令等	健康保険法第76条第2項、国民健康保険法第45条第2項、高齢者の医療の確保に関する法律第71条第1項、平成26年度厚生労働省告示第59号
措置の分類	その他
措置の概要	<p>1. ご指摘の「1 晩在宅簡易検査」が具体的に何の検査を示すのか明らかではないためお答えすることは困難ですが、一般的に、在宅持続陽圧呼吸療法を実施して、該当する加算を算定する場合は、算定基準に合致していることが必要です。なお、算定基準における「睡眠ポリグラフ上」はD237 終夜睡眠ポリグラフ上（※）のいずれかに相当する検査と考えて構いません。</p> <p>（※）D237 終夜睡眠ポリグラフ上</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 携帯用装置を使用した場合 720点 2 多点感圧センサーを有する睡眠評価装置を使用した場合 250点 3 1及び2以外の場合 3,300点 <p>2. 在宅持続陽圧呼吸療法指導管理料（250点、持続陽圧呼吸療法装置の貸与に係る費用を含む）については、当該治療の開始後1、2か月間の治療状況を評価し、当該療法の継続が可能であると認められる症例についてのみ、引き続き算定の対象とすることとしています。</p> <p>なお、当該管理料は月1回に限り算定するものであり、その際には当該指導管理が必要かつ適切であると医師が判断した患者について、患者又は患者の看護に当たる者に対して、当該医師が療養上必要な事項について適正な注意及び指導を行った上で、当該患者の医学管理を十分に行い、かつ、各在宅療養の方法、注意点、緊急時の措置に関する指導等を行い、併せて必要かつ十分な量の衛生材料又は保険医療材料を支給した場合に算定することとしています。なお、受診間隔について定めているものではありません。</p> <p>3. 診療報酬の算定要件の見直し等については、関係学会等から要望を提出いただき、医療技術評価分科会において検討し、その意見を踏まえて中央社会保険医療協議会において議論を行っております。今後、算定要件のさらなる見直しを行うに当たっては、ご指摘の点も含め、関係学会等のご意見を聞きながら、引き続き中央社会保険医療協議会で議論してまいります。</p>

提案事項に対する所管省庁の回答

健康・医療ワーキング・グループ		No. 4
受付日：平成26年7月7日	所管省庁への検討要請日：平成26年8月13日	回答取りまとめ日：平成26年11月21日

提案事項	電子レセプトのバージョンアップ（「紙レセプト型」を「データ処理指向型」に）
具体的内容	<p>【具体的内容】</p> <p>医療行政の基礎資料として「基幹統計」に位置づけられた「患者調査」は、3年ごとの1日限りのデータによる統計である。手集計ではこれが限度だろうがこれから危機打開策が得られるとは思えない。スーパーなどのリアルタイムの売上管理には及ばないが、電子レセプトには月ごとのデータが存在する。それを基幹統計データに活用するのは当然の策と考える。だが現実の電子レセプトのデータ取得は容易でない。「紙レセプト型」のためである。そのため、NDBは研究者に「分析を想定した形式ではない」と断って提供され、DPCはEFファイルを追加して別途の分析が行われ、薬剤や特定材料の明細はレセプトにありながらその全国統計は作成できない状態である。さらにデータヘルスなど多様な期待が膨らむが、「紙レセプト型」のままではコストをかけた高度な技能によっても不十分なIT機能の取得に留まる。電子レセプトは個人情報保護を施した上で容易に活用できることが社会の要請の筈である。そのためには「データ処理指向型」への転換が必須と考える。</p> <p>【提案理由】</p> <p>本年5月16日の朝日新聞は韓国のレセプト審査の機械化の成功を報じている。これは当初からデータ処理を指向した結果であり、それが保険者統合策と相俟って、成果はレセプト審査だけでなく、全国医療費を把握した上で最適医療の提供を目指すという戦略的分野にまで及んでいる。保険者が多岐に分かれているわが国は標準化への課題が多いが、まずは技術的に可能な「データ処理指向型」を実現し、「推計」による国民医療費を「データ集計」に改めていくべきと考える。「データ処理指向」は紙レセプトを離脱すれば通常的设计で実現する。30年前の我が国の社会情勢は、紙レセプトが「手書き」と「目視審査」に特化された極めて異常な形式であることを十分認識することなく、「紙レセプト型」の選択が行われた経緯がある。紙レセプトを離脱すれば無限の電子エリアが確保でき、実施日順に記載されたカルテから直接、統一形式の電子レセプトデータが得られる。バージョンアップには一時的コストは必要だが、冷静な現状分析と将来展望の下での英断を期待する。</p>
提案主体	個人

	所管省庁：厚生労働省
制度の現状	<p>診療報酬の請求につきましては、平成18年に公布、施行された「療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令」により、電子情報処理組織の使用による請求（オンライン請求）、また、平成21年には省令改正が行われオンライン請求のほか、電子媒体による請求が原則化されました。（平成26年10月請求分における普及率は、医科97.3%、歯科78.8%、調剤99.9%となっています。）</p> <p>なお、平成21年の改正時に例外措置を規定し、常勤の医師が高齢の場合など電子化が困難な診療所等は紙レセプトでの請求を可能としたこと、電子レセプトに対応していないレセコンを使用している診療所等については、次回更新時期まで猶予を設けています。この猶予の期限が最長で平成26年度末までとされており、平成27年度以降については、原則電子レセプトによる請求に移行するものとなります。</p> <p>レセプト等データの活用については、「高齢者の医療の確保に関する法律」により医療費適正化計画の作成、実施及び評価に資するための調査及び分析を行っています。</p> <p>また、社会医療診療行為別調査等の統計調査において活用され、平成23年度から調査・分析結果の公表を行っており、さらに医療の質の向上に資する研究を行う者にレセプト情報の提供を行い、データの利活用を進めています。</p>
該当法令等	療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令（昭和51年8月2日厚生省令第36号） 高齢者の医療の確保に関する法律第16条（昭和57年8月17日法律第80号）
措置の分類	対応不可
措置の概要	<p>ご指摘のように紙由来のルールを一部残したまま電子化移行したため、課題があることは認識しています。</p> <p>ご提案のありました「データ処理指向型」への転換につきましては、レセプトに関連する団体（保険医療機関、保険薬局、保険者及び審査支払機関等）の理解を得ながら関連する制度やシステムの変更を進める必要があることから、現時点では困難と考えております。</p>

提案事項に対する所管省庁の回答

雇用ワーキング・グループ		No. 1
受付日：平成26年8月5日	所管省庁への検討要請日：平成26年9月10日	回答取りまとめ日：平成26年11月21日

提案事項	国外にわたる職業紹介の許可基準の緩和
具体的内容	海外への職業紹介について、相手国免許がない場合も、国内職業紹介を許可することを求める。 【提案理由】 職業安定法では、海外への職業紹介について 海外の職業紹介機関を利用する場合、相手国で職業紹介の許可を受けている必要がある。しかし、法令整備が整っていない開発途上国へは、職業紹介機関が、相手国の職業紹介の許可を得ておらず、派遣ができない。
提案主体	大阪府・大阪市

所管省庁：厚生労働省	
制度の現状	職業安定法では、有料の職業紹介事業の許可基準の一つとして、当該事業を適正に遂行することができる能力を有することを規定しています。 このうち、国外にわたる職業紹介に関する要件については、国外における取次機関を利用する場合には、当該取次機関の利用について許可を受けたもの以外を利用するものでないことを一つの要件としております。
該当法令等	職業安定法第31条第1項第3号
措置の分類	対応不可
措置の概要	国外にわたる職業紹介事業については、 ・国内労働市場を国外に拡大することになることから、当該需給調整システムの影響は、国内に限定される需給調整に比べて大きくなるおそれがあること ・就労経路が国外に及んでいるため、国内だけで完結している場合より仲介ブローカーが介在する可能性が高いこと、また、国による労働慣行等の相違もあり、その内容の確認に困難が伴うことなどから、労働者に不測の損害を与えるおそれがあり、労働者保護の必要性がさらに高いこと 等の観点から、国内の需給調整システムの場合と比べてより実効性のある管理をすることが必要となります。 また、国外にわたる職業紹介事業については、円滑な事業の実施の観点から、国外に所在する取次機関を利用して職業紹介を実施することを認めることとしていますが、事業者と取次機関の行う事業をあわせて職業紹介が実施されることになることから、取次機関の行為とあわせて事業の適正な運営が図られる必要があります。 このため、事業の運営に関する事項は事業者と取次機関の事業をあわせて判断することとなり、取次機関自体の適格性の審査については個別具体的に判断していくこととなりますが、少なくともその活動が相手先国で法的に認められた機関であることが必要です。

農業ワーキング・グループ		No. 1
受付日：平成26年5月9日	所管省庁への検討要請日：平成26年5月30日	回答取りまとめ日：平成26年11月21日

提案事項	畜産・酪農事業への株式会社の参入促進のため、中小企業に対する農協などとのイコルフットィングを確保すること
具体的内容	畜産・酪農への株式会社など多様な事業主体の参入を促進し、担い手の確保と競争力の強化を図るため、独立行政法人農畜産業振興機構が実施する国の畜産振興事業に応募できる農協などの団体と、畜産・酪農を営む中小企業が競争上対等(イコルフットィング)になるように支援制度を整備すること。
提案主体	日本商工会議所

所管省庁：農林水産省	
制度の現状	独立行政法人農畜産業振興機構が実施する畜産振興事業の事業実施主体については、肉用牛、生乳及び肉豚の生産等に係る事業において、株式会社等も事業実施主体となるのが可能ですが。 また、事業ごとの事業実施主体候補者については、原則として公募方式により選定しており、その決定については、外部委員及び機構職員からなる審査委員会による審査を経ることとしています。(決定後は速やかに自らのホームページで公募結果を公表)
該当法令等	独立行政法人農畜産業振興機構法施行規則第二条
措置の分類	現行制度下で対応可能
措置の概要	畜産振興事業の事業実施主体候補者については、引き続き原則として公募方式により選定するとともに、より公平性、透明性が確保された選定過程を経たものとなるよう、同機構において見直しに努めてまいります。 なお、仮に中小企業が直接事業実施主体にならなかったとしても、畜産振興事業においては、畜産・酪農を営む中小企業が、間接補助事業により受益者となり得る事業が多数措置されています。

提案事項に対する所管省庁の回答

農業ワーキング・グループ		No. 2
受付日：平成26年10月20日	所管省庁への検討要請日：平成26年11月5日	回答取りまとめ日：平成26年12月16日

提案事項	中小企業信用保険制度の農業への適用
具体的内容	<p>(具体的内容) 異業種から農業への新規参入に限り、中小企業信用保険の適用対象に農業を加えていただきたい。</p> <p>(理由) 農業分野は成長分野とされているが、銀行等から農業者への資金供給は、制度上の障害もあって十分なサービスの提供が行えていない。農業信用保証保険制度は、利用の手続きが煩雑である。また、肥料等を購入するなど運転資金を民間金融機関が融資を行う際には、保証を受けることが難しい。一方、プロパー融資に対する保証は、中小企業信用保険の方がより簡素な手続きであるため、異業種から農業への新規参入に限り、中小企業信用保険の適用対象に加えていただきたい。</p>
提案主体	(一社) 第二地方銀行協会

	所管省庁：農林水産省、経済産業省
制度の現状	<p>金融機関から資金の貸付けを受ける中小企業者の債務を保証する仕組みとして、経済産業省が所管する中小企業信用保険制度があります。本制度では、「農業」「林業（素材生産業及び素材生産サービス業を除く）」「漁業」「金融・保険業（保険媒介代理業及び保険サービス業を除く）」が保険の対象外業種となっています。</p> <p>また、金融機関から資金の貸付けを受ける農業者等の債務を保証する仕組みとして、農林水産省が所管する農業信用保証保険制度等があります。本制度では、農業者等が行う農業及びその関連事業（加工・流通・販売等）等に必要な資金について債務保証の対象となっています。</p> <p>なお、農業等以外の業種の中小企業者が農業分野に進出する場合、中小企業者が農業者等であるなどの要件に該当すれば、農業信用保証保険制度の利用が可能です。</p>
該当法令等	<p>中小企業信用保険法第2条第1項第1号</p> <p>中小企業信用保険法施行令第1条</p> <p>農業信用保証保険法第2条</p> <p>中小漁業融資保証法第2条</p> <p>独立行政法人農林漁業信用基金法第13条</p>
措置の分類	現行制度下で対応可能
措置の概要	<p>経済産業省と農林水産省では、中小企業信用保険制度と農業信用保証保険制度を利用する事業者や融資機関の利便性向上を図るため、信用保証協会（以下「保証協会」）と農業信用基金協会（以下「基金協会」）に対して、両協会間での連携強化を平成24年7月に文書で周知徹底し、同一地域の保証協会と基金協会が相互に連絡を取り合う体制（ワンストップサービス）を整備するとともに、両制度を利用する事業者にとって、より分かりやすく使いやすい制度となるように、両制度の対象業種を明確にした事例集を作成し、両省のホームページに掲載して周知を行うなど、円滑な保証引受に向け、使い勝手の向上に取り組んでおります。</p> <p>また、一部の国家戦略特別区域においては、農業について、商工業とともに行うものに関しては、金融機関からより円滑に資金調達できるようにするため、保証協会が保証を付与する国家戦略特別区域農業保証制度を創設したところです。</p>

提案事項に対する所管省庁の回答

農業ワーキング・グループ		No. 3
受付日：平成26年10月28日	所管省庁への検討要請日：平成26年11月21日	回答取りまとめ日：平成26年12月16日

提案事項 具体的内容	<p>中小企業信用保険制度の対象業種の拡大（中小企業が農業に進出する場合の農業等関連資金の融資を追加）</p> <p>近年、生産のみならず加工・販売までを自ら行う企業的農業経営に参入する中小企業が増加しているが、取引先の中小企業が農業分野に進出しようとする場合、農業分野に係る事業資金を調達するための信用補完制度として中小企業信用保険制度を利用することができず、資金調達に支障を来しているケースが見受けられる。</p> <p>農業分野に関する信用補完制度としては農業信用保証保険制度があるが、中小企業者にとっては、従来から利用している中小信用信用保険制度の方が申請手続き面において慣れていて利便性が高く、また、農業信用保証保険制度の場合には運転資金への保証対応ができないケースがあり、資金使途によりニーズに沿えない場合がある。政府が掲げる成長戦略において、農林水産業を成長産業にしていくことが喫緊の重点課題の一つとして掲げられている中、中小企業が新たに農業分野に進出する際に円滑な資金調達が行えるよう環境を整備することは、政府の施策にも合致するものであり、中小企業が農業等に進出する場合に必要な資金に係る融資については、中小企業信用保険制度の保証対象としていただくことが利用者利便、ひいては、地域経済の活性化に資すると考える。</p>
提案主体	(一社) 全国信用金庫協会、信金中央金庫

	所管省庁：農林水産省、経済産業省
制度の現状	<p>金融機関から資金の貸付けを受ける中小企業者の債務を保証する仕組みとして、経済産業省が所管する中小企業信用保険制度があります。本制度では、「農業」「林業（素材生産業及び素材生産サービス業を除く）」「漁業」「金融・保険業（保険媒介代理業及び保険サービス業を除く）」が保険の対象外業種となっています。</p> <p>また、金融機関から資金の貸付けを受ける農業者等の債務を保証する仕組みとして、農林水産省が所管する農業信用保証保険制度等があります。本制度では、農業者等が行う農業及びその関連事業（加工・流通・販売等）等に必要な資金について債務保証の対象となっています。</p> <p>なお、農業等以外の業種の中小企業者が農業分野に進出する場合、中小企業者が農業者等であるなどの要件に該当すれば、農業信用保証保険制度の利用が可能です。</p>
該当法令等	<p>中小企業信用保険法第2条第1項第1号</p> <p>中小企業信用保険法施行令第1条</p> <p>農業信用保証保険法第2条</p> <p>中小漁業融資保証法第2条</p> <p>独立行政法人農林漁業信用基金法第13条</p>
措置の分類	現行制度下で対応可能
措置の概要	<p>経済産業省と農林水産省では、中小企業信用保険制度と農業信用保証保険制度を利用する事業者や融資機関の利便性向上を図るため、信用保証協会（以下「保証協会」）と農業信用基金協会（以下「基金協会」）に対して、両協会間での連携強化を平成24年7月に文書で周知徹底し、同一地域の保証協会と基金協会が相互に連絡を取り合う体制（ワンストップサービス）を整備するとともに、両制度を利用する事業者にとって、より分かりやすく使いやすい制度となるように、両制度の対象業種を明確にした事例集を作成し、両省のホームページに掲載して周知を行うなど、円滑な保証引受に向け、使い勝手の向上に取り組んでおります。</p> <p>また、一部の国家戦略特別区域においては、農業について、商工業とともに行うものに関して、保証協会が保証を付与する国家戦略特別区域農業保証制度を創設したところであり、こうした新たな制度の利用状況や効果等も見極めつつ、事業者の資金繰り円滑化に取り組んでまいります。</p>

提案事項に対する所管省庁の回答

投資促進等ワーキング・グループ		No. 1
受付日：平成26年7月14日	所管省庁への検討要請日：平成26年8月13日	回答取りまとめ日：平成26年9月19日

提案事項	土壌汚染対策法に係る自然的原因による汚染土壌の取扱いの見直し
具体的内容	<p>【具体的な提案内容】</p> <p>企業に新たな負担を生じさせ、設備投資等に対する悪影響や競争力の低下を招き、早急に対応がなされないことと企業の海外流出も懸念されることから、コンビナート内など人の健康被害に影響のない地域においては、事業者等の意見を聴きながら、閣議決定を踏まえ一層の負担軽減を早急に図ること。</p> <p>【現状と課題】</p> <p>改正土壌汚染対策法の施行については、健康被害の防止の観点から、自然的原因による汚染土壌を区別する理由がないとの趣旨であることは理解できるが、今回の規制対象の追加は、調査・浄化処理に係るコストの増大や手続に要する時間など関係企業に新たな負担を強いるものである。</p> <p>土壌汚染対策法の改正に係るこのような問題は、環境省においては土壌汚染対策法施行規則を改正する環境省令の施行により自然的原因による汚染土壌に係る土地の取扱いについて人為的原因によるもの区別する特例を創設し、緩和措置を講じたが、埋土地域に立地する企業にとって十分な負担軽減措置となっていない状況である。</p> <p>こうした中、平成23年7月に「規制・制度改革に係る追加方針」として「自然的原因による汚染土壌と区別して負担軽減措置を講じること」、また、「負担軽減措置の内容について効果検証を行うとともに、継続的な見直しを図ること」が閣議決定されたところであるが、その後、平成24年9月に環境省から事務連絡「要措置区域等内における汚染土壌の移動等について」が発出されたにとどまり、埋土地域に立地する企業にとって全く負担軽減措置となっていない。</p>
提案主体	千葉県
	所管省庁：環境省
制度の現状	埋土地域の緩和措置として、平成23年7月に土壌汚染対策法施行規則の一部を改正し、形質変更時要届出区域（健康被害が生ずるおそれに関する基準に該当しない）のうち公有水面埋立法に基づき埋め立てられた埋立地であって、一定の条件を満たすものについては、埋立地特例区域や埋立地管理区域と設定し、通常の形質変更時要届出区域と区別して取り扱うこととしました。
該当法令等	土壌汚染対策法施行規則53条第2号、土壌汚染対策法施行規則第58条第4項、環境省告示第54号
措置の分類	その他
措置の概要	埋立地特例区域において土地の形質の変更を行う場合や埋立地管理区域において一定の施行方法に従い土地の形質の変更を行う場合には、もともと所与の汚染が広がっている土地であって、土壌汚染対策法に基づく第二溶出量基準を超えるような高濃度の土壌汚染は想定されないことから、汚染土壌が帯水層に接することで新たな環境リスクを生じさせるおそれがないと考えられます。そのため、埋立地特例区域や埋立地管理区域に該当する土地にあっては、当該区域である旨が台帳記載事項とされ、当該区域内における土地の形質の変更の施行方法の基準を別に設ける等の負担軽減の措置を行っています。

提案事項に対する所管省庁の回答

投資促進等ワーキング・グループ		No. 2
受付日：平成26年7月18日	所管省庁への検討要請日：平成26年8月13日	回答取りまとめ日：平成26年11月21日

提案事項	理容所及び美容所に関する運用改善について（理容師及び美容師の運用改善について）
具体的内容	<p>理容所・美容所の同一店舗での重複開設届を認め、理容師と美容師が同一店舗で混在勤務が可能となるようにしていただきたい。</p> <p>【提案の背景等】</p> <p>「理髪施設と美容施設とはそれぞれ別個に設けなければならない」とする昭和23年12月8日の厚生省公衆衛生局長通達のもとで、現在も理容所、美容所を兼ねる施設を認めない法律の運用が行われています。さらに、法律上では、理容師は理容所のみで、美容師は美容所のみでしか勤務できないことになっており、国家資格者である理容師と美容師の有資格者が同一施設内で一緒に勤務できません。しかしながら、消費者のニーズは多様化してきており、男性のお客様がカットのみのサービスを目的に美容店を利用するケースが急増していること、女性のお客様がパーマに付随しないカットのみのサービスを利用する傾向は年々強まってきていることは社会的に周知の事実であり、消費者の性別により求められる技術の種類の違いは無くなっているのが実態です。理容師と美容師が同一店舗で混在して勤務することを禁じている現行法は、もはや多様化する消費者のニーズに適応できておらず、実際の理美容店の業務状況と大きく乖離しております。また、理美容業界において理容師と美容師の新規資格取得者は大幅に減少している状況が続いており、直近では有効求人倍率2.5倍超と危機的な人手不足の状況となり、募集コストは3年間で3倍に膨れ上がっています。理容師と美容師が一緒に働けることになれば、現在は応募があった異なる資格者の一方の採用を見送っている状況はなくなり、新たな雇用機会を生み出すことが可能となると同時に、効率的な人員配置が可能となることから、直面している理美容業界の危機的課題の打開策の一助となります。さらに、理容所から美容所、または美容所から理容所への変更については、届出書を提出すれば変更が可能であり、店舗設備や安全基準は同一であることから重複届出が可能となっても何ら支障をきたしません。近年の消費者は、理容師や美容師、理容所や美容所といった目に見えない区別ではなく、店のシステムや価格、サービスの多様性といった目に見える違いを捉えて顧客自らが好みや趣向に基づいて自由に利用店舗を選択している傾向が強まってきているのが実態であり、男性は理容師、女性は美容師に施術を受けるという65年前に制定された現行の理美容法で定められている資格と性別による制限自体が時代の変化に適応しておらず、現在の生活実態と大きく乖離している不要な規制と言わざるをえません。サービス産業のグローバル化、自由な発想に基づく企業の経済活動、少子高齢化による若年有資格者の減少などの環境の変化を考慮しても、理容所・美容所の同一店舗での重複開設届と理容師と美容師が同一の店舗で混在勤務できるよう、制度の変更や通達での改定をお願い申し上げます。</p>
提案主体	キュービーネット（株）

	所管省庁：厚生労働省
制度の現状	理容師法及び美容師法において、理容師は理容所、美容師は美容所でなければその業をしてはならないと規定されており、同一店舗での混在勤務は認められていない。
該当法令等	理容師法第6条、第6条の2 美容師法第6条、第7条
措置の分類	対応不可
措置の概要	<p>理容師、美容師は、異なった教科課程を有する理容師養成施設、美容師養成施設において、それぞれ理容、美容を業として行うに際しての必要な法令の内容、理容、美容においてそれぞれ使用する器具の取扱方法、それぞれの専門技術等を習得し、養成学校を卒業後、それぞれ異なる試験内容の理容師試験、美容師試験に合格した者に免許が与えられており、それぞれの制度は全く異なるものです。</p> <p>現状においても上記の点に変更はなく、理容師、美容師の相互受入れを認めることは、無資格者による違法行為の可能性を高め、また、制度の根幹を揺るがしかねず、実現は困難です。</p>

提案事項に対する所管省庁の回答

投資促進等ワーキング・グループ		No. 3
受付日：平成26年9月24日	所管省庁への検討要請日：平成26年10月16日	回答取りまとめ日：平成26年11月21日

提案事項	消防法危険物における「ISO タンクコンテナ」に係る制度の独立について
具体的内容	<p>ISO 規格のタンクコンテナは、海運の技術革新（コンテナ化）の影響もあり、大ロットケミカル製品等の危険物輸送用途に、近年、急速に普及してきている。消防法にはタンクローリーを想定した「移動タンク貯蔵所」の制度があったため、タンクコンテナにはこれを準用して対応しているが、その結果、タンクの完成検査は車両を含めて実施しなければならないなどの弊害がある。また、タンクローリーは危険物の充填、移送、排出を一連の流れとして捉え、ドライバーがその輸送のみならず取扱にも責任を持つ商習慣で運用されているが、タンクコンテナは、輸送と取扱（充填・排出）が切り離されて運用されるケースがほとんどある。このため、従来の「移動タンク貯蔵所」の規定を準用する方式では運用に支障があり、次の要件を満たした ISO タンクコンテナに係る制度の独立が必要である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ISO タンクコンテナを「大型容器」として捉え、移動タンク貯蔵所とは制度上、切り離すこと。但し、ISO タンクコンテナを車両に恒常的に積載し、言わばタンクローリーの代替として使用するケースは従来通りの考え方とすること。 ・ ISO タンクコンテナの充填・排出のみを、取扱行為として許認可の対象とすること。 ・ ISO タンクコンテナの輸送は、他の容器の輸送要件に準拠し危険物取扱者の乗務を要しないこと。 <p>【理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 現行制度では、国際コンテナ戦略港湾における、外航コンテナ船と内航コンテナ船の積替時にトレーラー輸送がスムーズにできない（危険物取扱者の乗務。完成検査を受けたシャーシの用意など）為、地方港発着で危険物を収納した輸出入コンテナは、釜山港などが国の消防法が適用されない近海港経由の輸出入の方が有利になる。 ・ トラックによる危険物の国内長距離輸送は、交通事故等のリスクが大きいため、船舶輸送へのモーダルシフトを望む声が多数あるが、上記同様、集配がスムーズにできないため実現が困難である。 ・ コンテナに収納された危険物は、ISO タンクコンテナ（移動タンク貯蔵所扱い）と ISO ドライコンテナ（中身はドラム缶等であり、非貯蔵所扱い）では同量程度であり、輸送のみを捉えた場合には、危険性に大きな差は無いと考えられる。
提案主体	井本商運株式会社

	所管省庁：総務省
制度の現状	国際海事機関が採択した危険物の運送に関する規定に定める基準に適合する移動タンク貯蔵所は、危険物の規制に関する政令第15条第5項等に定める基準を遵守する必要があります。
該当法令等	消防法第10条、第16条、第16条の2 危険物の規制に関する政令第15条第5項
措置の分類	その他
措置の概要	<p>国際輸送用のタンクコンテナを車両に積載する移送方式は、平成に入る前から運用されているところであり、当該移送方式に係る消防法の運用についても、関係団体の要望や国際的な整合性の観点から検討会での検討等を踏まえ技術基準が策定されていますが、国際間の流通の一層の円滑化を図る観点から適宜見直しが行われてきたところです。</p> <p>一方、国際コンテナ戦略港湾において、外航コンテナ船と内航コンテナ船の積替時に危険物取扱者の乗務を不要とすること等について提案されていますが、当該積替えに伴い、想定される事故リスクや講じられている安全対策の実態を把握した上で、安全性を損うことなく流通の円滑化を図る方策があるか否かについて、消防機関や関係団体等からご意見を伺うこととしたいと考えており、現時点では規制改革の可能性について判断することは困難です</p>

提案事項に対する所管省庁の回答

投資促進等ワーキング・グループ		No. 4
受付日：平成26年9月24日	所管省庁への検討要請日：平成26年10月16日	回答取りまとめ日：平成26年11月21日

提案事項	消防法危険物における「海上コンテナ仮貯蔵所（包括承認）制度」の新設について
具体的内容	<p>在来船輸送の時代には、輸出入また国内輸送される消防法危険物は、港湾地区の危険物倉庫にドラム缶等の荷姿で一時保管され、船積日に岸壁に移動されていた。一方、現在では海運の技術革新（コンテナ化）により、これら貨物は ISO 規格の海上コンテナでの輸送となっており、内陸の工場等でコンテナに詰められた後に直接、港湾コンテナターミナル（CT）に陸送され、CT で Weekly サービス（定曜日出港）の定期船を待つ必要がある。しかし、消防法にはこの物流形態の変化を想定した CT における危険物保管の制度が無く、第十条但書（仮貯蔵承認制度）を準用して臨時的対応を継続的に実施している。1967 年にわが国港湾のコンテナ化が始まってから既に半世紀が経過しており、今後、地域活性化の観点からも、各地方と国内消費地やグローバル経済を結ぶコンテナ輸送網は益々重要になることから、次の事項を満たした港湾 CT における消防法危険物の「海上コンテナ仮貯蔵所（包括承認）制度」を新たに導入すべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コンテナに密閉された危険物で、船舶輸送に伴う港湾 CT での仮貯蔵（コンテナの収納物の出し入れは行わない）を前提とすること。 ・港湾 CT における仮貯蔵の期間は、Weekly サービス+当該船舶の遅れを加味し、最大 10 日間とすること。 ・個別物品毎では無く包括的に仮貯蔵を承認する制度であること。 ・当該仮貯蔵の包括承認にあたり、必要な設備要件を設けること。 ・当該仮貯蔵に伴う車両へのコンテナの積込、荷卸を承認内容に含むこと。 ・危険物の管理は、消防法基準では無く、船舶安全法基準（UNNO. による管理）が望ましいこと。 <p>【理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現行制度では、国際コンテナ戦略港湾における外航コンテナ船と内航コンテナ船の積替がスムーズにできない為、地方港発着で危険物を収納した輸出入コンテナは、釜山港などわが国の法令が適用されない近海港経由の輸出入の方が有利になる。 ・トラックによる危険物の国内長距離輸送は交通事故等のリスクが大きいため、船舶輸送へのモーダルシフトを望む声が多数あるが、港湾 CT における一時保管がボトルネックとなり実現が困難である。 ・コンテナに収納された危険物は、消防法が想定する屋内貯蔵所（危険物倉庫）には物理的に入らない。海運の技術革新（コンテナ化）に即した制度とすべきである。
提案主体	井本商運株式会社

	所管省庁：総務省
制度の現状	指定数量以上の危険物を短期間貯蔵する場合は、危険物施設以外の場所で消防法第 10 条第 1 項ただし書きの規定に基づき消防長等の承認を受けた場所又は消防法第 11 条第 1 項の規定に基づき市町村長等の許可を受けた屋内貯蔵所若しくは屋外貯蔵所において貯蔵することが必要です。
該当法令等	消防法第 10 条第 1 項ただし書き、第 11 条第 1 項 危険物の規制に関する政令第 10 条、第 16 条
措置の分類	その他
措置の概要	<p>荷積み待ち等により、危険物を収納したタンクコンテナを危険物施設以外の場所で短期間貯蔵する場合は、消防法第 10 条第 1 項ただし書きの規定に基づき消防長等による仮貯蔵・仮取扱いの承認を受けた場所で行う必要がありますが、既に当該貯蔵方法に係る指針を定め、地方公共団体に通知しています。</p> <p>さらに、仮貯蔵・仮取扱い以外の方法により、危険物をタンクコンテナに収納して貯蔵する方法も求められたことから、危険物をタンクコンテナに収納して屋内貯蔵所又は屋外貯蔵所に貯蔵する場合の運用基準も定め、地方公共団体に通知しているところです。</p> <p>このように、港湾コンテナターミナルに危険物を収納したタンクコンテナを貯蔵する方法としては、貯蔵の実態に応じて、仮貯蔵・仮取扱い、屋内貯蔵所又は屋外貯蔵所方式を選択することができるようにしており、全国の港湾コンテナターミナルにおいて運用されています。</p> <p>一方、港湾コンテナターミナルに危険物を収納したタンクコンテナを仮貯蔵する場合の手続きについて、安全性の確保を大前提に更なる簡素合理化の方策の可能性があるか否かを消防機関や関係団体等からご意見を伺うこととしたいと考えており、現時点では規制改革の可能性について判断することは困難です。</p>

提案事項に対する所管省庁の回答

投資促進等ワーキング・グループ		No. 5
受付日：平成26年10月31日	所管省庁への検討要請日：平成26年11月21日	回答取りまとめ日：平成26年12月16日

提案事項	教育環境のIT化を阻む著作権規定の見直し
具体的内容	<p>無線LAN環境整備やデジタル教科書・教材の活用等が円滑に推進され、教育環境自体のIT化が進むよう、著作権法上の課題（クラウド利用に係るものを含む）についても重要課題として早急に取り組まれることをお願いしたい（柔軟性のある規定を制定するなど）。</p> <p>【規制の現状と要望理由等】</p> <p>平成25年6月14日に閣議決定された「世界最先端IT国家創造宣言」の「IV. 利活用の裾野拡大を推進するための基盤の強化」の「1. 人材育成・教育」では、教育環境自体のIT化（ソフト・ハードを含むインフラ）が必要とされているが、クラウドからの教材の配信など、著作権法が阻害して適切なIT化が阻まれている場合がある。</p> <p>教育環境のIT化による児童生徒等の学力の向上とITリテラシーの向上にもつながることから、見直しをお願いしたい。</p>
提案主体	(一社)電子情報技術産業協会

	所管省庁：文部科学省
制度の現状	<p>著作物を利用しようとする者は、著作権者の許諾を得ることにより、その許諾の範囲内において当該著作物を利用することができます（著作権法第63条第1項・第2項）。ただし、著作権法上一定の場合には、著作権者の許諾なく著作物を利用することができることとされています。例えば、公表された著作物は、学校教育の目的上必要と認められる限度において、著作権者の許諾なく、教科用図書に掲載することができます。ただし、その場合は著作権者に補償金の支払をする必要があります（著作権法第21条、第33条）。</p> <p>また、学校その他の教育機関において教育を担任する者は、その授業の過程における使用に供することを目的とする場合には、必要と認められる限度において、公表された著作物を、著作権者の許諾なく複製することができます（著作権法第21条、第35条第1項）。このほかにも、授業の同時中継に伴い、主会場で用いられている教材を、著作権者の許諾なく、副会場向けに公衆送信を行うことができます（著作権法第23条、第35条第2項）。</p>
該当法令等	著作権法第21条、第23条、第33条、第35条、第63条第1項・第2項
措置の分類	事実誤認
措置の概要	<p>著作権法は、基本的には民法の特別法であり、私人の財産権である著作権（私権）等について定める法律であって、著作物の利用を規制（禁止）するものではありません。</p> <p>なお、教育の情報化の推進等に関しては、文化審議会著作権分科会法制・基本問題小委員会（平成26年9月開催）において、本小委員会における検討課題として提示したところ、小委員会では、教育現場における具体的なニーズを調査した上で検討すべきとの意見が出されました。このため、本年度は、「ICT活用教育など情報化に対応した著作物等の利用に関する調査研究」を実施し、我が国におけるICT活用教育に係る著作物等の利用の実態並びに諸外国の関連する制度及び運用実態等について調査を行うこととしています。</p> <p>また、デジタル教科書の在り方についても、学校教育制度におけるデジタル教科書の位置づけに関する検討を踏まえ、著作権の取扱いについて検討を行うこととしています。</p>

提案事項に対する所管省庁の回答

投資促進等ワーキング・グループ		No. 6
受付日：平成26年10月31日	所管省庁への検討要請日：平成26年11月21日	回答取りまとめ日：平成26年12月16日

提案事項	私的録音録画補償金制度の廃止
具体的内容	<p>【規制の現状と要望理由等】</p> <p>(a・b) この制度は、コピーによって著作権者等に生じる損失を補償するためのものだが、デジタル時代においては、ダビング10等の技術的コントロールにより、著作権者に損失が生じないようにすることが可能となり、制度の使命はすでに終えつつある。他方、消費者の利便性やメーカーの商品企画の自由度は制限され、保護と利用のバランスがますます失われつつある。そんな中、2012年の最高裁決定を受けて知財高裁の判決が確定した以上、すみやかに制度の廃止がなされるべきである。</p> <p>(c) 制度対象/対象外の製品・サービス間の公正な競争環境の確保、制度運用に係る社会的コストの削減、消費者の二重負担（技術的コントロールにかかる費用と補償金）の回避など。</p>
提案主体	(一社) 電子情報技術産業協会

	所管省庁：文部科学省
制度の現状	私的録音録画補償金制度とは、政令で規定されたデジタル方式の録音・録画機器及び記録媒体を用いて私的な録音・録画を行う者は、相当な額の補償金を著作権者等に支払わなければならないことを定めた著作権法第30条第2項等に基づく制度です。補償金の実際の支払いは、製造業者等の協力により、録音・録画機器及び記録媒体の販売価格に上乗せされて徴収され、文化庁長官が指定した管理団体を通じて著作権者等に分配されません。
該当法令等	著作権法第30条第2項、第102条、第104条の2～第104条の10
措置の分類	事実誤認
措置の概要	私的録音録画補償金制度は、著作物の利用者の私的な録音・録画行為について著作権を制限する一方で、それに対する補償措置を講ずる制度であり、規制ではありません。 なお、知的財産政策ビジョン（平成25年6月知的財産戦略本部決定）における「クリエイターへ適切な対価が還元されるよう、私的録音録画補償金制度について、引き続き制度の見直しを行うとともに、必要に応じて当該制度に代わる新たな仕組みの導入を含む抜本的な検討を行い、コンテンツの再生産につながるサイクルを生み出すための仕組みを構築する。（文部科学省、経済産業省）」との記載を踏まえ、現在、文化審議会著作権分科会著作物等の適切な保護と利用・流通に関する小委員会において、クリエイターへの適切な対価還元等に関する検討を行っているところです。

提案事項に対する所管省庁の回答

投資促進等ワーキング・グループ		No. 7
受付日：平成26年10月31日	所管省庁への検討要請日：平成26年11月21日	回答取りまとめ日：平成26年12月16日

提案事項	デジタル教科書の解禁
具体的内容	<p>デジタル化された教科書を学校教育法等上の教科書と認める。</p> <p>【提案理由】 デジタル化された「教科書」は現在の制度では教科書として認められず、それゆえに、教科書の権利制限規定や無償給与に該当しない。これにより、電子教科書は普及が進まず、デジタル化によってもたらされると考える新たな教育の可能性が阻害され、地方での創意工夫を踏まえた特色ある人材育成にも支障が出ている。タブレット端末を使った授業を行う学校も増えつつあるが、そこでの電子的な教材は補助教材に過ぎず、教科書とは認められないので上記の法令上の恩恵は受けられていない。 デジタル化された教科書が普及すれば、子供ひとりひとりの習熟度に応じた個別学習、子供が互いに教えあい学びあう協働学習、教師による学習履歴の活用や情報共有等の可能性が広がり、地方独自の工夫を行った多様な人材育成が図られるようになる。</p>
提案主体	(一社)新経済連盟

	所管省庁：文部科学省
制度の現状	現時点においても、副教材としてデジタル教科書を用いることは可能ですが、学校教育法第34条における「教科用図書」として使用することは、同条では電子データによるものも教科用図書に該当するとは明記されていないことなどから、認められていません。
該当法令等	学校教育法第34条第1項、附則第9条、教科書の発行に関する臨時措置法第2条第1項、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第2条第2項、著作権法第33条第1項
措置の分類	検討に着手
措置の概要	いわゆるデジタル教科書の制度化については、知的財産推進計画2014（平成26年6月知的財産戦略本部決定）、世界最先端IT国家創造宣言（平成25年6月IT総合戦略本部決定、平成26年6月全部改定）及び規制改革実施計画（平成26年6月閣議決定）等において、デジタル教科書の位置付け及びこれらに関連する教科書検定制度等の在り方について本年度中に課題の整理を行い、平成28年度までに導入に向けた検討を行い結論を得て、必要な措置を講ずるなどとされているところです。このスケジュールに則って、全国的なデジタル教科書の制度化に向けた課題を本年度中に整理した上で、来年度、専門家や保護者等の有識者による会議を設けて検討を行う予定です。

提案事項に対する所管省庁の回答

地域活性化ワーキング・グループ		No. 1
受付日：平成26年8月5日	所管省庁への検討要請日：平成26年9月10日	回答取りまとめ日：平成26年10月24日

提案事項	建設業役員の経験年数の緩和
具体的内容	<p>【具体的内容】 建設業役員に必要な5年以上の経営経験の規定の削除あるいは、年数の短縮化、講習の受講等の代替措置の創設を求める。</p> <p>【提案理由】 建設業法では、常勤役員の1人が許可を受けようとする建設業に関し、5年以上の経営業務の管理責任者としての経験を有することが条件となっているが、大企業の子会社では、役員が2年で交代するため、5年の建設業の役員経験が欠ける恐れが高い。</p>
提案主体	大阪府・大阪市

	所管省庁：国土交通省
制度の現状	許可を受けようとする者が法人である場合においては、その役員のうち常勤であるものの一人が、個人である場合においてはその者又はその支配人のうち一人が、許可を受けようとする建設業に関し五年以上経営業務の管理責任者としての経験を有する者等であることが必要です。
該当法令等	建設業法第7条
措置の分類	対応不可
措置の概要	<p>建設業は一品ごとの注文生産であり、工事の受注ごとに工事内容に応じた資金調達、資材購入、技術者等の配置、下請契約の締結等を行わなければならない、また工事の完成まで、その内容に応じた施工管理を適切に行うことが必要です。</p> <p>このため、建設業の適正な経営を確保するため、経営業務を担う者のうちに、建設業の経営業務について一定の経験を有する者を置くことを求めているものであり、会社法等の法令上に権限及び責任等が定められ、株主総会において選任され、会社の業務執行に関する意志決定に参画することが法令上担保されている取締役等のうちに経験者を置くことが適切であると考えます。</p> <p>ご提案された建設業許可において経営業務の管理責任者としての経験年数規定の廃止、または年数の短縮化、講習の受講を経営業務の管理責任者の要件とすることは、建設業の経営に係る一通りの業務経験を積まない者による経営を認めることを意味し、発注者保護をその目的としている建設業法の趣旨にも反することとなるので、適切でないと考えております。</p>

提案事項に対する所管省庁の回答

地域活性化ワーキング・グループ		No. 2
受付日：平成26年10月16日	所管省庁への検討要請日：平成26年10月21日	回答取りまとめ日：平成26年11月21日

提案事項	木造廃校利用の際の用途変更に係る規制の見直し
具体的内容	<p>廃校（特に木造建て）を、宿泊を含んだ合宿や研修等の目的のために再利用する際は、例え営利目的（例：旅行業法上の宿泊施設提供の扱い）であっても、火を使用しない・管理が行き届いているなど一定の要件のもとで建築基準法上の用途変更に当たらないものとして頂きたい。</p> <p>【提案理由】</p> <p>廃校になった木造校舎は、都会では味わえない趣を有し、地域の観光資源やコミュニティスペースとして相当の価値があり、その再利用は地域活性化のための大きなポイントとなる。その一方で、建築基準法上の規制が障害となり、廃校となった木造校舎の再利用を進めることができていない。</p> <p>これら木造校舎は既存不適格建築物となる場合が多く、用途変更を行う場合は、現行基準に合わせるための改修を行った上で建築確認申請を行う必要があり、相当の費用が必要となると同時に、そもそもの木造校舎の味わいがなくなってしまう問題もあるため、活用方法はたくさんあっても、殆ど活用もできずにいる。また、あえて使用面積を限定して再利用している例もある（建築基準法第25条の1000平方メートルを超えないようにするなど）。例えば、学生の合宿所や、宿泊を伴ったイベントスペース等地域の活性化に利用するのであれば、その公的な役割や利用の実態（人の出入り等）には変化はない。また、東日本大震災にも耐えた校舎であれば耐震性も問題なく、火災に対しては火を使用禁止とするなど要件を付加すれば良い。営利目的であるかどうかは建築基準法上関係なく、むしろ営利目的を不可としてしまうと、再利用を担う事業者を相当に限定することになる。廃校を地域の強みとし、地域活性化を進めるためにも、建築基準法上の規制の見直しをお願いしたい。</p>
提案主体	とちぎニュービジネス協議会

	所管省庁：国土交通省
制度の現状	ある建築物を他の用途に転用して、旅館その他建築基準法別表第1に掲げる用途の特殊建築物（100㎡超）とする際は、その用途で定められている建築基準法に適合させる必要がある。
該当法令等	建築基準法第6条第1項、第87条第1項
措置の分類	対応不可
措置の概要	<p>建築基準法は建築物の敷地、構造、設備及び用途に関する最低の基準を定めて、国民の生命、健康及び財産の保護を図り、もって公共の福祉の増進に資することを目的としています。</p> <p>旅館は学校と異なり、不特定多数の者が利用し、夜間の就寝の用途に供することから、学校と比較して在館者の避難の遅れが想定されます。このため、旅館については、排煙設備や非常用照明装置の設置など防火・避難規制が学校と比較して強化されており、建築基準法において避難上の安全を確保するための必要な対策を求めています。</p> <p>したがって、学校であった施設を、宿泊の含んだ用途を供するものに変更する場合には、火災時等における国民の生命・健康・財産を保護する観点から、建築主事等がその用途に適した建築規制に適合していることを確認するため、用途変更を行うことが必要と考えています。なお、建築基準法は、建築物の安全性等を確保するための全国一律の最低基準として、建築物の技術基準として定めたものであることを踏まえれば、火を使わないといった管理面での対策を以って、建築規制を緩和することはできません。</p>

提案事項に対する所管省庁の回答

地域活性化ワーキング・グループ		No. 3
受付日：平成26年10月14日	所管省庁への検討要請日：平成26年11月5日	回答取りまとめ日：平成26年11月21日

提案事項	都市再開発法区域要件の見直し
具体的内容	<p>都心部における再開発事業の促進を図るために、都市再開発法第3条で定める施行区域要件を見直し、すべての建築・宅地面積の中で耐火建築物が占める建築・敷地面積の割合が3分の2を超えない限り認定する、政令が定める耐用年限を短縮する、築年数の浅い建築物でも所有者の再開発事業への同意を条件に認定する、等の緩和をすべきである。</p> <p>【提案理由】</p> <p>築年数の浅い大規模建築物など都市再開発法第3条に該当する建築物の建築面積又は敷地面積が、区域内にあるすべての建築面積の3分の1又はすべての宅地の面積の3分の1を超えると、再開発事業として都市再開発法の適用を受けられない。</p> <p>都心の木密地域に対する脆弱性が懸念される地域における防災・減災対策や、ビルの省エネ化などエリア全体での低炭素化を進めるためには、再開発事業の推進が不可欠であるが、本規制により地域の一体的な再開発が妨げられているケースがある。</p> <p>要望内容のとおり緩和を図ることで、公共施設の整備・更新の他、都市の防災性能や環境性能の向上が図られるとともに、土地・建物所有者の意思が反映されやすくなる。</p>
提案主体	(一社)日本経済団体連合会

	所管省庁：国土交通省
制度の現状	<p>都市再開発法では、その目的（※）上、市街地再開発事業の施行区域は、高度利用地区又は地区計画等の区域内にあって、土地の有効・高度利用をすべきことが都市計画上要請されるところで、かつ、現に土地を有効・高度利用している耐火建築物の割合が低く、低度利用のまま放置されている区域でなければならないとしているところである。</p> <p>耐火建築物の割合について、当該区域内にある耐火建築物で次に掲げるもの以外のものの建築面積の合計が、当該区域内にあるすべての建築物の建築面積の合計のおおむね三分の一以下であること又は当該区域内にある耐火建築物で次に掲げるもの以外のものの敷地面積の合計が、当該区域内のすべての宅地の面積の合計のおおむね三分の一以下であることとしています。</p> <p>(イ) 地階を除く階数が二以下であるもの (ロ) 政令で定める耐用年限の三分の二を経過しているもの (ハ) 災害その他の理由により（ロ）に掲げるものと同程度の機能低下を生じているもの (ニ) 建築面積が百五十平方メートル未満であるもの (ホ) 容積率が、当該区域に係る高度利用地区、都市再生特別地区、地区計画、防災街区整備地区計画又は沿道地区計画に関する都市計画において定められた建築物の容積率の最高限度の三分の一未満であるもの (ヘ) 都市計画法第四条第六項に規定する都市計画施設である公共施設の整備に伴い除却すべきもの</p> <p>※都市再開発法 第1条（目的）</p> <p>この法律は、市街地の計画的な再開発に関し必要な事項を定めることにより、都市における土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新とを図り、もって公共の福祉に寄与することを目的とする。</p>
該当法令等	都市再開発法第3条第1項第2号
措置の分類	対応不可
措置の概要	<p>都市再開発法は 都市における土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の確保という法律の目的を達すため、一定の私権制限を可能として市街地再開発事業を施行するための制度です。</p> <p>施行区域の要件については、法律の目的を達成することを担保するために課されているものであるため、直ちに緩和を行う事は困難と考えられます。</p>

提案事項に対する所管省庁の回答

地域活性化ワーキング・グループ		No. 4
受付日：平成26年10月14日	所管省庁への検討要請日：平成26年11月21日	回答取りまとめ日：平成26年11月21日

提案事項	市街地再開発組合の設立要件の見直し
具体的内容	<p>市街地の計画的な再開発を促進するため、都市再開発法第14条に定める市街地再開発組合の設立要件について、宅地所有者・借地権者「それぞれ」頭数の3分の2以上かつ宅地総面積と借地総面積の合計の3分の2以上の同意が必要とされているところ、特に頭数の「それぞれ」の部分を見直し、「宅地所有者と借地権者の総数の3分の2以上」とすべきである。</p> <p>【提案理由】</p> <p>現在、都市再開発法に基づき、第一種市街地開発事業を進めるための市街地再開発組合を設立するためには、再開発を行う区域内の宅地所有者と借地権者について「それぞれ」頭数の3分の2以上の同意が求められている。</p> <p>しかし、とくに借地権者が少数の場合、再開発事業に反対する借地権者の意向が過度に大きく影響し、全体では大勢を占める宅地所有者や他の借地権者が再開発事業を推進したいと考えている場合でも、事業がストップしてしまう。</p> <p>都市再開発法では、組合設立後は土地所有者、借地権者ともに組合員として同じ立場となり、借地権者も土地所有者と借地権に応じて同等の権利を有する。組合設立時においても「宅地所有者と借地権者の総数」で同意要件を課すべきである。</p>
提案主体	(一社)日本経済団体連合会

	所管省庁：国土交通省
制度の現状	都市再開発法における市街地再開発組合を設立するためには、「施行地区となるべき区域内の宅地について所有権を有する全ての者」、「当該区域内の宅地について借地権を有するすべての者」のそれぞれ3分の2以上の同意及び「施行地区となるべき区域内の宅地の所有者が所有する宅地の面積と借地権者が借りている借地の面積とを合計した面積」が宅地と借地の総面積の3分の2以上である必要があります。
該当法令等	都市再開発法第14条第1項
措置の分類	対応不可
措置の概要	宅地の所有者と借地権者の関係は、互いに利益相反の立場となることがあり得るため、要望いただいた緩和を行った場合、一方の権利者の権利保護が十分に図られない制度となるため、対応することは困難と考えられます。

提案事項に対する所管省庁の回答

地域活性化ワーキング・グループ		No. 5
受付日：平成26年10月14日	所管省庁への検討要請日：平成26年11月5日	回答取りまとめ日：平成26年11月21日

提案事項	都市再開発法における都市計画事業認可手続と市街地再開発組合設立認可手続の簡素化
具体的内容	<p>市街地再開発事業における行政手続の実務では、地方自治体が市街地再開発事業の都市計画決定手続を開始するに際して、都市計画決定後に行われる市街地再開発組合設立の認可申請時に必要とされる地権者の合意形成を図ることまで先に求めている。このため、都市計画決定に重ねて、組合設立認可にも地権者の合意形成手続（縦覧・公告・意見書の処理等）を行わなければならない。事業の都市計画決定手続と組合設立の認可申請手続を同時に（もしくは並行して）行える等、手続を簡素化すべきである。</p> <p>【提案理由】</p> <p>市街地再開発事業を施行するに当たっては、事業の都市計画決定の後、市街地再開発組合設立の認可を得ることが求められているが、都市計画決定の手続に際して、予め再開発事業により影響を受ける地権者の合意形成を図るよう地方自治体から指導されており、都市計画決定の段階で、権利変換を含む地権者の合意形成が概ね完了している場合が大半である。国から関係地方公共団体へ法律上必要のない要件を課すことがないよう再三通知されているものの、いまだに改善が図られていない。</p> <p>都市計画決定の手続と市街地再開発事業の認可の手続については、本来、目的が異なるものであるが、現実の手続においては都市計画決定時に地権者の同意が既に得られているにも係らず、その後の組合設立の認可申請においても事業計画の縦覧を行う等の重複が発生し、工事着手まで多くの時間がかかり、関係権利者の財産権に影響が出ている。</p> <p>現在、都市計画決定後、組合設立の認可申請を行っているがこれらを同時に行う、もしくは都市計画決定時に組合設立要件と同等の関係権利者の合意形成が図られている時には組合設立認可手続の一部を省略できる等の改善を図ることで、事業期間が短縮され、魅力あるまちづくりが推進されることが期待されるとともに、施行区域内の建築物等の建築制限など関係権利者の財産権が制限される期間の短縮につながり、関係権利者の保護も図られる。</p>
提案主体	(一社)日本経済団体連合会

	所管省庁：国土交通省
制度の現状	<p>都市再開発法では、組合等の個人施行者以外の施行者は市街地再開発事業の施行区域内の土地について事業を施行することができると規定されているところです。(個人施行者は市街地再開発事業の施行区域内の土地以外の土地でも一定の条件を満たしている区域で施行が可能。)</p> <p>市街地再開発事業の施行区域は都市計画にて定められるものであるため、事業を施行するためには、組合設立・事業計画の認可前に、施行しようとする区域において市街地再開発事業の都市計画決定がされている必要があります。</p>
該当法令等	都市再開発法第2条の2、第11条
措置の分類	対応不可
措置の概要	<p>市街地再開発事業の都市計画決定時における地権者の同意（合意形成）を必要とされていることについては、決定権者（地方自治体）の個別の判断によるもので、法律上の要件ではありません（国が規制を設けているものではありません）。</p> <p>なお、法律上必要のない要件を課すことのないよう国から関係地方公共団体には、平成14年1月23日付通知「市街地再開発事業の円滑かつ迅速な実施について」及び平成17年3月24日付通知「市街地再開発事業の円滑かつ迅速な実施について」で周知し、平成23年7月25日付通知「都市再生特別措置法の一部を改正する法律の施行及び市街地再開発事業の円滑かつ迅速な実施について」により改めて周知しているところです。それでもなお、不都合な点等ありましたら個別にご相談ください。</p>

提案事項に対する所管省庁の回答

地域活性化ワーキング・グループ		No. 6
受付日：平成26年10月14日	所管省庁への検討要請日：平成26年11月5日	回答取りまとめ日：平成26年11月21日

提案事項	通訳案内士試験の改善
具体的内容	<p>観光立国に向け、報酬を受けて外国人に付き添い、外国語を用いて旅行に関する案内をするために資格が必要とされる通訳案内士の裾野を広げるため、年1回しか行われぬ通訳案内士の試験を複数回の試験実施に拡充するとともに、現在の一律の資格制度をレベル分け（例：1級、2級）すべきである。また資格の対象言語について、現在の10ヶ国語に加えてマレーシア語等東南アジア諸国の言語を追加すべきである。</p> <p>【提案理由】</p> <p>現在の通訳案内士制度に基づく通訳案内士は、都心部かつ英語での資格取得者に集中しており、訪日外国人旅行者2,000万人時代には地方を中心にアジア言語等で案内できる人材が不足することが懸念される。</p> <p>現在においても、地域限定通訳案内士制度の創設やTOEIC等筆記試験免除の対象となる資格の拡大等、制度・運用の見直しが行われているが、依然として現場で通訳案内士が不足している。将来的に現状の2倍の訪日外国人旅行者に対応するためには、試験実施回数や試験会場の見直しを行い、希望者が受験しやすい環境を作るべきである。また、現在の通訳案内士試験の合格率が3割以下と難関となっている中で、現在求められているレベルより下のレベルの資格を設け、利用者が利用目的に応じて適切なレベルの通訳案内士を選択できるようにすべきである。加えて今後、経済成長と観光客に対する査証の発給要件の見直し等により東南アジアからの旅行者の増加が見込まれるなか、それに伴って現在の試験対象言語を追加すべきである。</p>
提案主体	(一社)日本経済団体連合会

	所管省庁：国土交通省
制度の現状	報酬を得て外国人に付き添い、外国語を用いて、旅行に関する案内を行うことを業とする場合、通訳案内士試験に合格し、都道府県知事の登録を受けることにより、通訳案内士の資格を取得する必要があります。通訳案内士試験は、国が毎年1回以上行うこととされており、現在の対象言語は10カ国語（英語・フランス語・スペイン語・ドイツ語・中国語・イタリア語・ポルトガル語・ロシア語・韓国語・タイ語）となっております。
該当法令等	通訳案内士法
措置の分類	検討を予定
措置の概要	政府として、2020年に向けて、日外国人旅行者数200万人の高みを目指す中、アジア言語を中心に、今後ますます通訳ガイドサービスに対する需要も高まってくると考えております。このため、通訳案内士試験の改善に向けた取組（筆記免除対象の資格や試験会場の拡大等）に加え、地域の実情に応じたきめ細かな案内が行えるよう、特例ガイド制度（試験合格を要せず、地方公共団体の研修を修了すれば、一定区域内において、有償ガイドを行うことを可能化）の創設に取り組んでいるところです。今後、通訳案内士団体、旅行業界、地方公共団体等の関係者による「通訳案内士制度のあり方に関する検討会」を年内目途に設置し、ご提案の内容についても検討を行い、制度改善の方向性について一定の結論を得たいと考えております。

地域活性化ワーキング・グループ		No. 7
受付日：平成26年10月20日	所管省庁への検討要請日：平成26年11月5日	回答取りまとめ日：平成26年11月21日

提案事項	地方都市の公園活用による、地域活性化
具体的内容	<p>都市公園法を改正して、敷地内に新設できる施設を公園管理者の裁量で決められるようにしてください。</p> <p>提案理由 多くの人が利用しやすい場所にあっても、規制があって施設整備が進まないという声があります。管理者の裁量を増やすことで、地域に必要な施設を公園内に設置することができ、地域活性化もすすみます。</p>
提案主体	個人

	所管省庁：国土交通省
制度の現状	<p>都市公園法施行令第5条では、都市公園内に設置する休養施設、遊戯施設、運動施設、教養施設については、その種類を、公園管理者である地方自治体が条例で定めることが可能となっております。</p> <p>また、都市公園法施行令第12条第10号では、都市公園内に設置する仮設の占用物件については、その種類を、公園管理者である地方自治体が条例で定めることが可能となっております。</p> <p>なお、法において、公園施設及び占用物件の種類に関する規定を設けているのは、都市公園内に公園施設以外の工作物等が設けられることで、公共オープンスペースとしての機能が阻害されることを防止することを目的としているためです。</p>
該当法令等	都市公園法第2条、第6条及び第7条、都市公園法施行令第5条、第12条
措置の分類	現行制度下で対応可能
措置の概要	<p>都市公園法施行令第5条では、都市公園内に設置する休養施設、遊戯施設、運動施設、教養施設については、その種類を、公園管理者である地方自治体が条例で定めることが可能となっており、特定の施設を除き、公園管理者の裁量で設置することが認められております。</p> <p>また、都市公園法施行令第12条第10号では、都市公園内に設置する仮設の占用物件については、その種類を、公園管理者である地方自治体が条例で定めることが可能となっており、公園管理者の裁量で設置することが認められております。</p>

提案事項に対する所管省庁の回答

地域活性化ワーキング・グループ		No. 8
受付日：平成26年5月9日	所管省庁への検討要請日：平成26年5月30日	回答取りまとめ日：平成26年11月21日

提案事項	生産量の少ない中小・小規模事業者が農林水産加工品を製造する際の食品衛生法の施設基準を緩和すること
具体的内容	中小・小規模事業者が、地域資源である農林水産品を活用して新たな商品開発にチャレンジする際に、食品衛生法により、生産量の大小にかかわらず業種ごとに部屋や生産設備をそれぞれ設置する必要があるが、生産量の少ない事業者にとっては過剰な設備となる。洗浄・消毒を徹底することなどで食品の安全・衛生を確保することが可能な場合もあるため、施設基準を緩和すること。
提案主体	日本商工会議所

	所管省庁：厚生労働省
制度の現状	食品衛生法第51条の規定に基づき、都道府県は、公衆衛生に与える影響が著しい営業について、条例により、施設の基準を定めなければならないこととされています。
該当法令等	食品衛生法第51条
措置の分類	その他
措置の概要	食品衛生法では、公衆衛生上影響の著しい営業の営業許可に係る要件については都道府県等が地方自治法上の自治事務として条例で定めることとされており、国として一律に施設基準の緩和を行うことは困難です。 厚生労働省としては、「食品衛生法に基づく営業許可について」（平成20年3月27日付け食安監発第0327002号厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課長通知）により、食品製造業等の施設基準について、施設の規模等を考慮し、必要に応じ条例改正の検討や弾力的運用を行うことに努めるよう都道府県等に対し求めているところです。

提案事項に対する所管省庁の回答

地域活性化ワーキング・グループ		No. 9
受付日：平成26年5月9日	所管省庁への検討要請日：平成26年5月30日	回答取りまとめ日：平成26年11月21日

提案事項	地域活性化のための広域連携事業として飲食物の提供を伴う屋外イベントを円滑に実施するため、国が食品営業許可基準の統一的なガイドラインを作成すること
具体的内容	<p>地域活性化のための広域連携事業として、飲食物の提供を伴う屋外イベントを行う際に、地方自治体によって販売可能な食品目が異なる場合があり、その結果、開催地を持ち回りで行うイベントの場合は同質性が保てなくなるほか、販売品目を絞ったり、他の地域との連携をあきらめざるを得ないことがある。広域連携事業としてのイベントを円滑に実施できるようにするため、食品衛生法第2条に基づき、国が統一的な基準を示すガイドラインを作成すること。</p> <p>(注) 食品衛生法第52条に基づき、都道府県が条例で食品営業許可の基準を定めることになっている。そのため、縁日や祭礼の際などに簡易な施設を設け不特定多数の人々を対象に食品を提供する場合における臨時営業の届出については、例えば露店で提供直前に加熱処理した「焼きそば」は販売できるが、加熱処理できない米飯類を使った「カレーライス」や「おにぎり」などを販売できる地域と出来ない地域があったりする。また、給排水の設備要件が異なっていたりする。</p> <p>※例えば、大阪府泉佐野市ではカレーライスやおにぎりの提供が禁止されているが、東京都ではカレーライスの取扱要件として「ライスは炊飯後65℃以上に保温するか2時間以内に提供すること」といった条件のもとで提供でき、また滋賀県ではおにぎりの提供が可能となっている。</p>
提案主体	日本商工会議所

	所管省庁：厚生労働省
制度の現状	<p>食品衛生法第51条の規定により、飲食店営業その他公衆衛生に与える影響が著しい営業であって、政令で定めるものの施設については、都道府県等が、条例で、業種別に営業施設の基準を定めることとされており、上記政令に規定する営業を営もうとする場合は、同法第52条第1項の規定により、都道府県の許可を必要とします。</p> <p>また、同法第52条第3項の規定により、都道府県は営業の許可に当たって必要な条件を付けることができます。</p> <p>なお、政令に規定している営業以外の業種についても、都道府県は条例で独自に営業許可の対象とすることができます。</p>
該当法令等	食品衛生法
措置の分類	その他
措置の概要	<p>食品衛生法では、飲食店営業等その他公衆衛生上影響の著しい営業の営業許可に係る要件については都道府県等が地方自治法上の自治事務として条例で定めることになっており、国として一律のルールとすることは困難です。</p> <p>厚生労働省としては、「食品衛生法に基づく営業許可について」(平成20年3月27日付け食安監発第0327002号厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課長通知)により、複数の地域にまたがって営業を行う営業者について、既に近隣の都道府県等の営業許可を取得している場合には、営業許可手続きの簡素化が図られるよう努めることとしています。</p>

提案事項に対する所管省庁の回答

地域活性化ワーキング・グループ	No. 10	
受付日：平成26年8月5日	所管省庁への検討要請日：平成26年9月10日	回答取りまとめ日：平成26年10月24日

提案事項	住居専用地域における用途規制緩和
具体的内容	<p>【具体的内容】 近隣住民の利便上、必要性の高いものについては、建築基準法の用途規制の緩和を求める。</p> <p>【提案理由】 住居専用地域では、用途地域毎に、建物の種類、建ぺい率、容積率、高さなどが規制されている。しかし、住居専用地域に、住民介護用の事務所を設置しようとしても認められない。</p>
提案主体	大阪府・大阪市

	所管省庁：国土交通省
制度の現状	<p>建築基準法第48条の用途規制により、住民介護用の事務所は、各用途地域に建築可能な規模が定められています。</p> <p>ただし、都市計画の変更、特別用途地区や地区計画の活用、同法第48条のただし書きによる特定行政庁の許可により各用途地域に建築可能な規模を超える住民介護用の事務所を建築することが可能です。</p>
該当法令等	建築基準法第48条、別表第2
措置の分類	現行制度下で対応可能、対応不可
措置の概要	<p>建築基準法第48条の用途規制は、市街地の環境を保全するための制限であり、それぞれの用途地域の目的に応じて、建築できる建築物の種類や規模が定められています。</p> <p>ご指摘の第1種低層住居専用地域については、低層住宅に係る良好な住居の環境を保護することを目的とする地域であり、住民介護用の事務所についても建築可能な規模等を定められているところですが、地方公共団体が土地利用の動向を勘案し、土地利用計画の実現を図るため適切な用途地域へ変更する場合や、特別用途地区や地区計画を活用して、条例により建築物の用途規制の緩和を定めた場合、特定行政庁が第1種低層住居専用地域における良好な住居の環境を害するおそれがないと認めて許可した場合には、当該用途地域で建築可能な規模を超える住民介護用の事務所を建築することが可能です。</p>

提案事項に対する所管省庁の回答

地域活性化ワーキング・グループ		No. 11
受付日：平成26年10月14日	所管省庁への検討要請日：平成26年11月5日	回答取りまとめ日：平成26年12月16日

提案事項	建築物の用途変更を行う場合の既存不適格遡及適用対象範囲の見直し
具体的内容	<p>既存建築物の一定規模（例えば100㎡未満）かつ一定の用途変更（例えば、物販店舗等を飲食店舗等に用途変更）については、既存不適格の遡及対象外とすべきである。</p> <p>【提案理由】</p> <p>建築基準法第87条第3項より、既存建築物の用途を変更する場合、（類似の用途間の変更を除いて）既存不適格の遡及適用対象となる。</p> <p>このため、商業ビルのテナント入れ替え等、100㎡未満の物販店舗を飲食店舗に用途変更する場合でも、遡及適用対象を免れず、ビル全体に与える影響に鑑みて用途変更を断念するケースもある。</p> <p>一定の規模（例えば100㎡未満）の既存建築物の用途を（例えば物販店舗等から飲食店舗等に）変更する場合には、既存不適格の遡及対象としないことにより、リノベーションが促進され、既存建築物の有効利用に寄与することが期待できる。</p>
提案主体	（一社）日本経済団体連合会

	所管省庁：国土交通省
制度の現状	<p>ある建築物を他の用途に転用して、建築基準法別表第1に掲げる用途の特殊建築物（100㎡超）とする際は、その用途で定められている建築基準法に適合させる必要があります。</p> <p>また、用途変更に際して類似用途間の用途変更であって、その変更の際して確認申請の対象となるような大規模な工事を行わない場合などは用途変更後も既存不適格となっている規定を遡及適用する必要はありません。</p>
該当法令等	建築基準法第87条第1項、第3項
措置の分類	対応不可
措置の概要	<p>建築基準法は建築物の敷地、構造、設備及び用途に関する最低の基準を定めて、国民の生命、健康及び財産の保護を図り、もって公共の福祉の増進に資することを目的としています。その用途に供する床面積の合計が100㎡を超える不特定多数の者が利用する建築物等（特殊建築物）に用途変更する場合、建築物の安全性を確保する観点から建築確認等の手続きが必要になるとともに、現行の技術基準に不適格となっている防火避難規定等に適合させる必要があります。例として挙げられている、飲食店は物販店舗とは異なり火気を使用することから、技術基準に従った換気設備を設けること等の安全上の措置を講じる必要があります。従って、建築基準法では用途、利用形態等を踏まえ、建築物の用途ごとに安全性等に関する最低基準として技術基準を定めており、各用途等に応じた技術基準に適合させる必要があることから、条件を限定して遡及適用対象外とすることは出来ません。</p> <p>なお、その用途に供する床面積の合計が100㎡以下の用途変更については、建築確認等の手続きが不要となっています。また、用途変更の際に現行の技術基準に適合させる場合、建築物全体ではなく、その用途に供する建築物の部分（他の用途と共通して使用する廊下、避難階段などを含む）のみ適合させることとなります。</p>

提案事項に対する所管省庁の回答

地域活性化ワーキング・グループ	No. 12	
受付日：平成26年10月14日	所管省庁への検討要請日：平成26年11月5日	回答取りまとめ日：平成26年12月16日

提案事項	既存不適格建築物の構造上一体増築の安全性確認基準の見直し
具体的内容	<p>階高に余裕のある部分の一部に中間階を増床したり、吹き抜け部分を床にする場合等、床面積は（例えば既存面積の1/10程度まで）増えても建築面積や建物階数・高さが増えないといった一定範囲内の既存不適格建築物の構造上一体増築の安全性確認については、後付けで対応できる耐震補強の手法での既存部分の改修も認めるべきである。</p> <p>【提案理由】</p> <p>2012年9月の建築基準法施行令第137条の2の改正により、既存部分の1/2を超える増改築であっても、分離増改築（新たにエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで増改築に係る部分とそれ以外の部分が接する増改築）の場合は、増改築部分が現行基準に適合し、既存部分が一定の耐震性能を確保すれば、既存不適格建物として存続可能となった。一方、既存部分の1/2以下の増改築であっても、増改築部分と既存部分が構造上一体である場合には、増改築部分と既存部分を合わせた建築物全体について、現行法に従った一定の構造計算による安全性確認が必要となる。</p> <p>既存不適格建築物において、階高に余裕のある部分の一部に中間階を増床したり、吹き抜け部分を床にする等の増築は構造上一体増築の扱いとなるため、現行法に従った一定の構造計算による安全性確認が必要となる。ここで安全とは判定できない部分が出てくると、増築内容に比して大規模・非現実的な改修が求められ、結果として増築自体を諦めることとなる。</p> <p>一定範囲内の既存不適格建築物の構造上一体増築（建築時の構造計算における許容範囲内の増築）について、分離増改築における既存部分の扱いと同様に、後付けで対応できる耐震補強の手法による既存改修で安全性が認められれば、増築が容易となり、既存建築物の有効活用が促進される。</p>
提案主体	（一社）日本経済団体連合会

所管省庁：国土交通省	
制度の現状	<p>建築基準法（以下「法」という。）では、法令の規定の施行又は適用の際現に存する建築物等でこれらの規定に適合しないもの（以下、「既存不適格建築物」という。）に対しては、当該規定を適用除外としているが（法第3条第2項）、その後、増築、改築、大規模の修繕又は大規模の模様替（以下、「増築等」という。）の工事に着手した場合には、施行又は適用後の規定を適用することとしています（同条第3項第3号及び第4号）。</p> <p>これに関して、法第86条の7においては、一定の範囲内の増築等には、法第3条第3項第3号及び第4号の規定を適用しないという特例措置を講じており、これを受けて建築基準法施行令第137条の2では増築等の範囲を定めています。</p> <p>これにより、増改築部分が既存部分とエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法で接合する場合には、増改築部分は現行の構造関係規定に適合させることとしており、既存部分は現行の耐久性等関係規定及び地震に対しては耐震診断基準などの現行の構造計算及び仕様規定（耐久性等関係規定を除く。以下、同じ。）に代わる基準に適合すればよいこととされています。</p> <p>また、増改築部分の床面積が延べ面積の1/2を超えない比較的小さな増改築を行う場合においては、建築物全体として耐久性等関係規定及び構造計算による構造耐力上安全であることの確認をすることとしており、既存部分については仕様規定の適用を除外されております。</p>
該当法令等	<p>建築基準法第3条、第86条の7</p> <p>建築基準法施行令第137条の2第2号及び第3号</p> <p>平成17年国土交通省告示第566号第2及び第3</p>
措置の分類	対応不可
措置の概要	<p>増改築部分と既存部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法とで接合することにより、構造設計上別の建築物とみなし得る場合の特例として、建築物全体については現行の構造計算を実施することなく、既存部分が耐震診断基準等に適合することによって地震に対する安全性の確認を行うことを許容しています。</p> <p>一方で、既存部分と増改築部分が構造設計上一体の場合については、既存部分に一体的に増改築を行うことで荷重が増大するなどにより、既存部分への影響を確認するため、建築物全体について、現行の構造計算により、耐震診断基準と比べて高い精度で安全性の確認を行う必要があることから、ご指摘のような場合において、既存部分の安全性の確認を、耐震診断基準によることはできません。</p>

提案事項に対する所管省庁の回答

地域活性化ワーキング・グループ		No. 13
受付日：平成26年10月14日	所管省庁への検討要請日：平成26年11月5日	回答取りまとめ日：平成26年12月16日

提案事項	商業地域、近隣商業地域、準住居地域における倉庫業倉庫の用途制限の見直し
具体的内容	<p>倉庫業を営む倉庫において原動機を使用する場合であっても、「工場」とせずに、作業場の床面積制限なく倉庫業を営むことを認めるべきである。</p> <p>【提案理由】</p> <p>倉庫業倉庫は、Eコマース等の伸長や物流会社の3PL事業の拡大に伴い、倉庫内作業の効率化を図るため、自動搬送設備や自動倉庫、ピッキングや流通加工等のためのフォークリフトやコンベヤ（これらはマテリアルハンドリング（以下「マテハン」）と呼ばれる）等の原動機を含む設備の導入が重要となっている。しかし、建築基準法第48条より、商業地域、近隣商業地域、準住居地域では、倉庫業を営む倉庫の建設が可能であるにもかかわらず、マテハンを導入した場合には、建築基準法上、原動機を使用する「工場」扱いとなり、その作業場の床面積は150㎡以下（商業地域、近隣商業地域）あるいは50㎡以下（準住居地域）に制限され、時代のニーズにあった倉庫開発が実質上不可能となっている。倉庫業を営む倉庫において原動機を使用する場合であっても、「工場」とせずに、作業場の床面積制限なく倉庫業を営むことを認めることにより、時代のニーズあった新規倉庫建設や既存倉庫の建替が進み、物流環境がより一層向上することが期待される。</p>
提案主体	（一社）日本経済団体連合会

	所管省庁：国土交通省
制度の現状	<p>建築基準法第48条の用途規制により、倉庫業を営む倉庫及び原動機を使用する工場は、各用途地域ごとに建築可能な規模が定められています。</p> <p>ただし、特別用途地区や地区計画の活用、同法第48条のただし書きによる特定行政庁の許可において各用途地域に建築可能な規模を超える倉庫業を営む倉庫及び原動機を使用する工場を建築することが可能です。</p>
該当法令等	建築基準法第48条
措置の分類	現行制度下で対応可能
措置の概要	<p>用途規制は、市街地の環境を保全するための制限であり、それぞれの用途地域の目的に応じて、建築できる建築物の種類や規模が定められています。また、その場所で継続的に、製造、加工、仕分、包装、荷造等の作業を行う場所である建築物については、通常、工場として用途規制が適用されているところです。</p> <p>ご指摘の原動機を使用する工場については、用途地域ごとに建築可能な規模等を定められているところですが、特別用途地区や地区計画を活用した地方公共団体の条例の制定や、特定行政庁が準住居地域における住居の環境を害するおそれがないと認めて許可した場合や近隣商業地域又は商業地域における商業の利便を害するおそれがないと認めて許可した場合には、当該用途地域で建築可能な規模を超える原動機を使用する工場を建築することが可能です。</p>

提案事項に対する所管省庁の回答

地域活性化ワーキング・グループ	No. 14	
受付日：平成26年10月14日	所管省庁への検討要請日：平成26年11月5日	回答取りまとめ日：平成26年12月16日

提案事項	建設業法に基づく技術者設置要件の緩和
具体的内容	<p>建設業法上の主任技術者、監理技術者の専任要件について、請負代金の金額を引き上げる等要件を緩和すべきである。</p> <p>また、例えば密接な関連のある二以上の建設工事を同一の場所または近接した場所において施工する場合等、数件の工事を兼務しても品質等に問題がないと判断できる工事においては、監理技術者の兼務を認めるべきである。</p> <p>【提案理由】</p> <p>発注者から直接工事を請け負った特定建設業者は、3,000万円(建築一式工事は4,500万円)以上の工事を下請施工させる場合は監理技術者を設置しなければならない(建設業法第26条第2項)。また、公共性のある工作物に関する重要な工事で工事1件の請負代金額が2,500万円(建築一式工事の場合は5,000万円)以上となる場合、工事現場ごとに専任のもの(主任技術者あるいは監理技術者)を設置しなければならない(同第3項)。</p> <p>現状、建設工事の内容を問わず、請負金額により専任が求められるため、監理技術者等を配置せずとも建設工事の適正な施工を確保できる工事にも関わらず、不足する監理技術者等の確保がままならず、受注することができないケースが生じている。例えば、電気工事・電気通信工事では、機器製作が工事の大部分を占め、現地工事が監理技術者等を必要とする規模にならないことも少なくない。</p> <p>さらに、現状では金額要件が税込金額とされていることから、増税の都度、請負金額から消費税額を差し引いた税抜金額が引き下げられることとなっており、事実上、技術者設置にかかる規制は強化されている。</p> <p>加えて事業者の減少や高齢化により、監理技術者確保が難しくなっている中で、一定の場合に監理技術者の兼務を認めることで、施工効率の向上を図ることができる。</p>
提案主体	(一社)日本経済団体連合会

所管省庁：国土交通省	
制度の現状	<ul style="list-style-type: none"> ・公共性のある施設若しくは工作物又は多数の者が利用する施設若しくは工作物に関する重要な建設工事で、2,500万円以上(建築一式工事の場合は、5,000万円以上)の場合、技術者は工事現場ごとに専任が必要です。(法第26条第3項、令27条第1項) ・密接な関係のある2以上の建設工事を、同一又は近接した場所で施工する場合は、同一の専任の主任技術者がこれらの建設工事を管理することができます(令第27条第2項)
該当法令等	建設業法第26条第3項 建設業法施行令第27条第1項及び第2項
措置の分類	対応不可
措置の概要	<p>監理技術者等に関する制度は、高度な技術力を有する技術者が施工現場においてその技術力を十分に発揮することにより、建設市場から技術者が適正に設置されていないこと等による不良施工や一括した請負などの不正行為を排除し、技術と経営に優れ発注者から信頼される企業が成長できるような条件整備を行うことを目的としており、建設工事の適正な施工の確保及び建設業の健全な発展のため、適切に運用される必要があります。そのため、専任要件の緩和については慎重に判断すべきと考えます。</p> <p>また、監理技術者は建設工事の施工にあたり外注する工事が多い場合に、当該建設工事の施工を担当するすべての専門工事業者等を適切に指導監督する総合的な役割を果たすものであり、より高度な技術力が求められているため、他工事との兼務は困難と考えます。</p>

提案事項に対する所管省庁の回答

地域活性化ワーキング・グループ		No. 15
受付日：平成26年10月14日	所管省庁への検討要請日：平成26年11月5日	回答取りまとめ日：平成26年12月16日

提案事項	建設業法上の法人の「役員」要件の見直し
具体的内容	<p>経營業務の執行に関して取締役会の決議を経て取締役会または代表取締役から具体的な権限委譲を受けていると実質的に認められる場合には、執行役員も建設業法第7条の「役員（業務を執行する役員、取締役、執行役員又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。）の「これらに準ずる者」として認めるとともに、建設業許可基準における役員経験年数の制限を緩和するなど、建設業法上の法人の役員要件を見直すべきである。</p> <p>また、「経営の補佐業務」に該当する具体的職位の判断が都道府県に委ねられ見解が異なるため例示をすべきである。</p> <p>【提案理由】</p> <p>現在、法人が建設業の許可を受けるにあたっては、常勤である「役員」の一人が、（イ）許可を受けようとする建設業に関し5年以上経營業務の管理責任者としての経験を有する者、または、（ロ）国土交通大臣に（イ）と同等以上の能力を有すると認定した者であることが求められている。「役員」の範囲の見直しについて、近年のコーポレート・ガバナンスの傾向として、会社法の改正に伴い、企業内における取締役の数が大幅に減少しており、実質的にその業務の多くを執行役員が遂行している実態がある。「建設業法第七条第一号イに掲げる者と同等以上の能力を有する者を定める件」（昭和四十七年三月八日建設省告示第三百五十一号）において、「取締役会設置会社において、取締役会の決議により特定の事業部門に関して業務執行権限の委譲を受ける者として選任され、かつ、取締役会によって定められた業務執行方針に従って、代表取締役の指揮及び命令のもとに、具体的な業務執行に専念した経験」を認めており、会社の業務執行に関する意思決定に参画することが法令上担保されている取締役等から権限を移譲され、相応の業務執行経験を有する執行役員であれば、建設業法第7条に定められる「役員」の「これらに準ずる者」として認めても、建設業の適正な経営を確保することは可能である。さらに、例えば電気通信工事業や電気工事業等一定の業種においては、3年程度で一通りの業務経験を積むことが可能であり、建設業の適正な経営に必要な知識や経験を備えているかについては、一律に「取締役」等としての経験年数要件を課すことは適切ではない。また、経営の補佐業務に関して、都道府県により、取締役でない支社長が補佐と認められるケースと認められないケースなどがあり、判断が異なるため、統一すべきである。</p>
提案主体	（一社）日本経済団体連合会

	所管省庁：国土交通省
制度の現状	許可を受けようとする者が法人である場合においては、その役員のうち常勤であるものの一人が、個人である場合においてはその者又はその支配人のうち一人が、許可を受けようとする建設業に関し五年以上経營業務の管理責任者としての経験を有する者等であることが必要です。
該当法令等	建設業法第7条
措置の分類	対応不可
措置の概要	<p>建設業は一品ごとの注文生産であり、工事の受注ごとに工事内容に応じた資金調達、資材購入、技術者等の配置、下請契約の締結等を行わなければならない、また工事の完成まで、その内容に応じた施工管理を適切に行うことが必要です。</p> <p>このため、建設業の適正な経営を確保するため、経營業務を担う者のうちに、建設業の経營業務について一定の経験を有する者を置くことを求めているものであり、会社法等の法令上に権限及び責任等が定められ、株主総会において選任され、会社の業務執行に関する意思決定に参画することが法令上担保されている取締役等のうちに経験者を置くことが適切であると考えます。</p> <p>執行役員は各企業の個別制度に基づくものであり、法令上に権限及び責任が定められているものではないため、仮に許可申請時等に取締役と同等であるかの審査を行ったとしても、権限の変更は各企業がそれぞれの判断で行えること、また、実際にその者により権限が行使されることについて法令上の根拠はないことから、執行役員について取締役等と同様の扱いをすることは困難です。</p> <p>また、経營業務の管理責任者としての経験年数規定の廃止をすることは、建設業の経営に係る一通りの業務経験を積まない者による経営を認めることを意味し、発注者保護をその目的としている建設業法の趣旨にも反することとなるので、適切でないと考えております。</p> <p>なお、「経営の補佐業務」に該当する具体的職位の判断については、「経營業務管理責任者の大臣認定要件の明確化について（平成19年3月30日国総建第399号）」において、「法人においては役員に次ぐ職制上の地位にある者」と規定しており、各企業によって職制上の地位は内規等によって異なることから一概に職制上の地位を例示することは困難であります。</p>

提案事項に対する所管省庁の回答

地域活性化ワーキング・グループ	No. 16	
受付日：平成26年10月14日	所管省庁への検討要請日：平成26年11月5日	回答取りまとめ日：平成26年12月16日

提案事項	建設業法上の工事請負契約に関する契約の簡素化
具体的内容	<p>建設業法では、億円単位の建設工事、数千円の営繕工事、受発注時に同じレベルの手続きが求められる。また、突発の緊急工事は、現場の手当が優先されることが多く、業法で求められる事前の書類交付が事実上できないことも多い。日常的に発生する小額営繕工事、突発の緊急工事を念頭に一定の条件を設けることで、手続きの簡素化・省略をすべきである。例えば、工事請負基本契約書が締結されている会社間では、①日常の営繕工事は、書類の記載事項を簡素化・省略する、②緊急工事は、対応完了速やかに注文書・請書を交付する等の対応が考えられる。</p> <p>【提案理由】</p> <p>建築工事の請負契約にあたっては建設業法（第19条）により工事前の契約書、注文書・請書といった書面の相互交付が義務付けられ、その内容についても工事着手時期をはじめ、業法で定める事項の記載が必要とされるなど細かく規定されている。これらの対象となる工事については金額等の基準がなく、計画的かつ長工期で億円単位の建設工事と、突発対応も多い、日常の数千円・数万円の小規模・短期間の営繕工事が、同レベルの事務手続き（書類の記載内容、交付のタイミング）となっている。工事発注前の書類交付が必要とされているが、現実には緊急工事などは現場手当が優先され事前の書類交付ができないこともある。業法で求められる内容が、実務と乖離していることがあり、結果として業法の不履行を増長する事態となっている。また、発注側の業法の認知度が低いため、物品購入や業務委託と同様の処理で工事発注されることもある一方、受注側は受注を優先し、発注側に是正を求めることが難しいため、この点も業法の不履行につながりやすい。業法の目的である「工物品質確保や費用支払」の適正運用が担保されれば、その手段である手続きの簡素化・省略は可能と考える。</p>
提案主体	（一社）日本経済団体連合会

所管省庁：国土交通省	
制度の現状	<p>建設工事の請負契約の当事者は、契約の締結に際して次に掲げる事項を書面に記載し、署名又は記名押印をして相互に交付しなければならないこととなっています。（建設業法第19条）</p> <p>【記載事項】</p> <ol style="list-style-type: none"> ①工事内容 ②請負代金の額 ③工事着手の時期及び工事完成の時期 ④請負代金の全部又は一部の前金払又は出来形部分に対する支払の定めをするときは、その支払の時期及び方法 ⑤当事者の一方から設計変更又は工事着手の延期若しくは工事の全部若しくは一部の中止の申出があった場合における工期の変更、請負代金の額の変更又は損害の負担及びそれらの額の算定方法に関する定め ⑥ 天災その他不可抗力による工期の変更又は損害の負担及びその額の算定方法に関する定め ⑦価格等（物価統制令（昭和21年勅令第118号）第2条に規定する価格等をいう。）の変動若しくは変更に基づく請負代金の額又は工事内容の変更 ⑧工事の施工により第三者が損害を受けた場合における賠償金の負担に関する定め ⑨注文者が工事に使用する資材を提供し、又は建設機械その他の機械を貸与するときは、その内容及び方法に関する定め ⑩注文者が工事の全部又は一部の完成を確認するための検査の時期及び方法並びに引渡しの時期 ⑪工事完成後における請負代金の支払の時期及び方法 ⑫工事の目的物の瑕疵を担保すべき責任又は当該責任の履行に関して講ずべき保証保険契約の締結その他の措置に関する定めをするときは、その内容 ⑬各当事者の履行の遅滞その他債務の不履行の場合における遅延利息、違約金その他の損害金 ⑭契約に関する紛争の解決方法
該当法令等	建設業法第19条
措置の分類	①：対応不可、②：現行制度下で対応可能
措置の概要	<p>建設業法第19条において、建設工事の請負契約の当事者が契約の締結に際して法律で定められた14事項について記載しなければならないとされた趣旨は、民法によれば請負契約は諾成契約とされており、いわゆる口約束だけでも効力を生じますが、それでは内容が不明確、不正確となり、後日紛争の原因ともなるので、工事の内容その他契約の内容となるべき重要な事項については出来るだけ詳細かつ具体的に記載し、当事者間の権利義務関係を明確にしておくことが必要であるため、この規定が設けられています。</p> <p>また、このように、あらかじめ契約の内容を書面により明確にしておくことは、いわゆる請負契約の「片務性」を改善することに資することとなり、極めて重要な意義があります。</p> <p>特に、法律で定められた14事項は、契約上重要な要素であるため、これらを簡素化、省略することは、建設業法第19条の趣旨（当事者間の権利義務関係の明確化、請負契約の「片務性」の改善等）を損なうおそれがあります。</p> <p>地方整備局等に寄せられる建設工事の請負契約に関する苦情については、大半が契約書が交わされていないこと等の契約の書面化の不徹底が原因で生じていることから、契約書類の簡素化、省略は更なる請負契約の</p>

提案事項に対する所管省庁の回答

<p>紛争の増加につながる懸念があるため、現行通りとすることが適切であると考えられます。</p> <p>ちなみに、国土交通省では、「発注者・受注者間における建設業法令遵守ガイドライン」及び「建設業法令遵守ガイドライン」を策定し、どのような行為が建設業法に違反するかを具体的に示しており、「書面による請負契約」に関しましても、契約書面の交付については、災害時等でやむを得ない場合を除き、原則として工事の着工前に行わなければならないことや、注文書・請書による契約は一定の要件を満たすことが必要であることが示されています。</p> <p>上記のガイドラインを参考としていただきながら、適正な書面契約をお願いいたします。</p>
--

地域活性化ワーキング・グループ		No. 17
受付日：平成26年10月24日	所管省庁への検討要請日：平成26年11月21日	回答取りまとめ日：平成26年12月16日

提案事項	旅行業法の規制緩和について
具体的内容	第3種旅行業者の募集型企画旅行の商品造成において、営業所が所在する市町村やそれに隣接する市町村内での実施に限定されており、広域圏内での商品造成が出来ない。(例：高山市に所在する営業所では南砺市や金沢市を含んだ旅行商品を造成できない) 第三種旅行業者が募集型企画旅行商品を造成できる範囲を営業所が所在する市町村の隣県まで拡大し、さらに広域圏内での募集型企画旅行商品の造成が出来るよう規制を緩和する。
提案主体	岐阜県高山市

	所管省庁：国土交通省
制度の現状	<ul style="list-style-type: none"> 旅行業を営むためには、その業務範囲に応じた登録を受けることが必要です。 第3種旅行業者が催行できる募集型企画旅行の区域は、「営業所の存する市町村」、「これに隣接する市町村」及び「観光庁長官の定める区域」に限られていおります。 旅行業法及び同施行規則は、その登録の種別・業務範囲に応じた、一定額以上の資産の保有（規則第3条）及び営業保証金（旅行者が旅行会社に対して有する債権の引き当てとなるもの）の供託（法第7条）を求め、消費者保護を図っております。
該当法令等	旅行業法施行規則第1条の2第3号
措置の分類	対応不可
措置の概要	<p>旅行業法は、旅行の安全の確保及び旅行者の利便の増進を図ることを目的とした、消費者保護の法律であり、倒産等のリスクを考慮して、左記のとおり、業務範囲に応じた額の基準資産の保有、営業保証金の義務等を旅行業者に課しております。</p> <p>第3種旅行業者に課される基準資産等の要件は、隣接市町村の区域までを業務範囲とすることを前提に定められたものであるため、そうした要件のみしか満たしていない旅行業者について、隣接都道府県を含めた区域での業務を認めることはできません。以上より、かかる提案は応じられません。</p>

提案事項に対する所管省庁の回答

地域活性化ワーキング・グループ		No. 18
受付日：平成26年10月24日	所管省庁への検討要請日：平成26年11月21日	回答取りまとめ日：平成26年12月16日

提案事項	通訳案内士法の緩和
具体的内容	外国人旅行者に報酬を得て通訳案内を実施する場合は、通訳案内士の資格を取得する必要があるが、地域によっては通訳案内士の数が不足しており、外国人旅行者の受入体制の構築に支障がでている。そのため、市町村等が行う特定の研修を経た者は、その者が在住する市町村及びそれに隣接する市町村内で報酬を得て通訳ガイドを営むことができるよう規制を緩和してほしい。
提案主体	岐阜県高山市
所管省庁：国土交通省	
制度の現状	外国人に対し、外国語で、有償の旅行に関する案内をすることを業とする場合には、通訳案内士の資格が必要であり、資格を得るためには通訳案内士試験に合格し、都道府県知事の登録を受ける必要があります。
該当法令等	通訳案内士法
措置の分類	検討に着手
措置の概要	政府として、2020年に向けて、訪日外国人旅行者数2000万人の高みを目指す中、今後ますます通訳ガイドサービスに対する需要も高まってくると考えております。このため、地域の実情に応じたきめ細かな案内を行う「ご当地ガイド」が全国で誕生できるよう、地方公共団体の研修を修了すれば、一定区域内において、有償ガイドを行うことを可能とする特例措置を盛り込んだ構造改革特区法の改正法案を次期通常国会に提出する予定です。

地域活性化ワーキング・グループ		No. 19
受付日：平成26年10月14日	所管省庁への検討要請日：平成26年11月21日	回答取りまとめ日：平成26年12月16日

提案事項	都市再生特別地区における容積配分の自由度の向上
具体的内容	都市再生特別地区（以下「都市再生特区」という。）全体では高度利用を図りつつも、都市再生特区内でのメリハリのある都市開発ができるよう、都市再生特別措置法（以下「都再特措法」という。）第36条第2項で定める建築物の容積率の最高限度「10分の40以上の数値を定めるものに限る。」を撤廃あるいは引き下げるべきである。 【提案理由】 都市再生特別措置法では、第36条第2項にて建築物の容積率の最高限度を「10分の40以上の数値を定めるものに限る。」と定め、土地の一律的な高度利用を誘導している。このため、街区全体を一つのプロジェクトで開発する場合以外では、個別の建築物が採算性を上げるために400%以上に設定された最高限度に近い容積率で建築されてしまい、高層ビル等の高度利用街区と広場や低層商業施設・公共施設等の低利用街区等を内包したメリハリのある魅力的な都市作りができない。あらかじめ街区ごとに適切な容積率を定めおかない限り、結果的に、一団地認定や事業者・所有者間での一体開発に向けた調整が必要となり、事業の遅延や特区内でのコンセプトの不統一さへとつながるからである。 都市再生特区は、従来の都市計画と違い周囲とのバランスではなく、ある区域において土地の合理的かつ健全な高度利用を図る特別の用途、容積、高さ、配列等の建築物の建築を誘導する必要があると認められる区域に定められる地区であるが、当該地区を一律で容積率の最高限度を定めることは合理的ではなく、その地域の実情に応じて適切に建築物の建築を誘導するため、高度利用を図るエリアと低利用により環境を確保するエリアを一体的な計画により整備する開発を念頭に、街区ごとに適切な容積率の最高限度を定めつつ、都市再生特区全体で土地の高度利用が図られることが望ましい。
提案主体	（一社）日本経済団体連合会

所管省庁：国土交通省	
制度の現状	都市再生特別地区は、用途地域等による規制に関わらず、用途、容積、高さ等の制限を定め、土地の合理的かつ健全な高度利用による都市再生を推進するものです。土地の合理的かつ健全な高度利用を図るため、建築物の容積率の最高限度は400%以上の数値を定めるものとしています。
該当法令等	都市再生特別措置法第36条第2項
措置の分類	現行制度下で対応可能
措置の概要	都市再生特別地区は土地の高度利用等を目的とするため、容積率の最高限度を400%以上としています。容積率の最高限度はあくまでも上限を定めるものであり、これを下回る建築物の建築を妨げるものではありません。また、複数街区に跨る都市再生特別地区において、街の魅力向上のために区域内の一部の街区で容積率400%以下の低層建物や空地を設けることを、その他の街区の容積率を評価する際に勘案し、実質的に容積の配分を行う等の運用も、現行制度上可能です。

提案事項に対する所管省庁の回答

地域活性化ワーキング・グループ		No. 20
受付日：平成26年10月31日	所管省庁への検討要請日：平成26年11月21日	回答取りまとめ日：平成26年12月16日

提案事項	建設業許可基準の緩和
具体的内容	<p>法人役員の経營業務の管理責任者としての経験年数につき、業種に応じた短縮（法7条1号イ）、あるいは、実務経験の濃度に応じた5年相当の認定基準の緩和（同号ロ）を要望する。</p> <p>(1) 建設業許可の5年という経験要件は、建設業における工事の契約から引渡し、補修までの一通りの業務を経験するための期間として必要なものとされるが、実際には建設業と一口に言っても、業種や実務経験の積み方によって、一通りの経験を積むことが出来る期間は様々に異なるものである。例えば、電気通信工事業や電気工事業など一定の業種については、3年程度でも一通りの業務経験を積むことも可能である一方で、この条件が許可の継続あるいは新規参入の妨げになっている。</p> <p>(2) 地域の活性化や、科学・技術・情報通信分野における研究開発投資を促進し、日本の成長に結びつけるためには、経験要件を一律5年とするよりも、相当と認められる業種や経験者については要件の短縮を認めることにより、当該「建設業者」が迅速な意思決定を行えるよう、その法人の幹部人材選任手法を広く確保する必要が考えられる。</p> <p>(3) 発注者保護という建設業法の目的を担保しながらも、産業の活性化を図れるよう、一定の業種については経験要件を3年としたり、5年に満たなくとも十分な経験を積んでいると認められる者に対しては経験要件を満たしたものとするなど、建設業の実態に合わせて経験要件を見直すべきである。</p>
提案主体	(一社)電子情報技術産業協会

	所管省庁：国土交通省
制度の現状	許可を受けようとする者が法人である場合においては、その役員のうち常勤であるものの一人が、個人である場合においてはその者又はその支配人のうち一人が、許可を受けようとする建設業に関し五年以上経營業務の管理責任者としての経験を有する者と等であることが必要です。
該当法令等	建設業法第7条
措置の分類	対応不可
措置の概要	<p>建設業は一品ごとの注文生産であり、工事の受注ごとに工事内容に応じた資金調達、資材購入、技術者等の配置、下請契約の締結等を行わなければならない、また工事の完成まで、その内容に応じた施工管理を適切に行うことが必要です。</p> <p>このため、建設業の適正な経営を確保するため、経營業務を担う者のうちに、建設業の経營業務について一定の経験を有する者を置くことを求めているものであり、会社法等の法令上に権限及び責任等が定められ、株主総会において選任され、会社の業務執行に関する意志決定に参画することが法令上担保されている取締役等のうちに経験者を置くことが適切であると考えます。</p> <p>当該経験年数については、一律に一定の経営経験の期間を判断基準としているところであり、客観的な指標であると認識しております。建設業の28業種のうち特定の業種のみを判断することは困難であり、建設業の経営に係る一通りの業務経験を積まない者による経営を認めることは、発注者保護を目的とする建設業法の趣旨にも反することとなるので、適切ではないと考えております。</p>